

平成28年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成28年12月8日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	小	林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口	文	夫
副町長	山	口	誠	実
教育長	竹	下	修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課長	大	川	豊	文
地域政策課長	野	上	英	了
税務課長	川	内	和	哉
健康推進課長	成	富	浩	樹
会計課長	山	中	美由	紀
住民福祉課長	荒	木	俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本	茂	法
建設課長	廣	田	洋	一
ダム対策室長	福	田	多	肥
水道課長	太	田	啓	寛
教育次長	吉	永	文	典
行政係長	中	原	敬	介

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、平成28年12月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び堀田一徳議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から12月16日までの9日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間と決定いたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

(1 0 : 0 1)

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る、10月26日、東彼杵道路建設促進期成会の役員である市長、町長、各議長及び関係団体代表で長崎河川国道事務所長長崎市と九州地方整備局長、福岡市へ出向き、平成28年度国土交通省関係への要望活動を行っております。主な内容は、東彼杵道路の計画段階評価に早期に着手すること、一般国道205号に関わる道路改築事業及び交通安全対策事業の整備促進を図ることとし、具体的に針尾バイパスの整備促進、川棚医療センター入口の交差点の改良、川棚白石地区急カーブの解消対策を要望をいたしております。

次に、11月4日に県庁において中村知事に対し、町村議会議長会、離島振興市町村議会議長会で平成28年度県政に対する要望を行いました。本町に関するものは先程の国交省関係と同様であります。国道205号佐世保から東彼杵町に通じる東彼杵道路の計画段階評価着手についてと、一般国道205号の白石地区急カーブ解消整備についてを要望いたしております。

次に、去る11月9日に同じく長崎県町村議会議長会、離島振興市町村議会議長会で県選出国會議員へ陳情を議員会館において行っております。本町に関するものは、知事への要望と同じであります。

その後、第60回町村議会議長全国大会が、「地方創生の実現を目指して」と題してNHKホールで開催をされました。主な内容は、地方創生の実現をめざし、一致結束して果敢に行動していく主旨の宣言文の採択と、17項目の決議、そして特別決議として、東日本大震災及び熊本地震からの復旧復興と大規模災害対策の確立に関する件、地方創生の更なる推進に関する件、地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める件等々を要望及び各地区要望と合わせて確認、決定をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が9月定例会以降、私が主に出席した会議等でございます。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月現金出納検査の結果に関する報告書が9月実施分、10月実施分、11月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後程ご一読お願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

(10:05)

議 長 次に、日程第4、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、平成28年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、そして定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、川棚町総合教育会議の開催についてでございます。10月1日から新教育長が就任し、新たな教育委員会制度に移行しましたので、さっそく1

0月24日に町長の招集により川棚町総合教育会議を開催したところであります。会議の内容といたしましては、まず新教育長及び教育委員に対し、新教育委員会制度の概要について説明をし、次に、川棚町教育大綱の策定について協議を行っております。今回の会議の主な柱は、教育の目標や施策の基本的な方針を定める教育大綱の策定でありましたが、この大綱は町長と教育委員会が協議調整を尽くしたうえで町長が策定すると、このように定められております。現在、町長部局では第5次川棚町総合計画の第3章に教育に関する基本計画を策定しているところであり、教育委員会の部局においても教育に関する基本的な計画として、川棚町教育振興基本計画が策定されております。この川棚町教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する計画であり、この計画の内容として目標や施策の根本となる方針の部分が教育大綱に位置付けることができると判断し、総合教育会議の中でその旨協議が整いましたので、新たに大綱は策定せず、川棚町教育振興基本計画を大綱に替えることとしたところであります。また、年2回の定例会を開催するほか、教育に関する条件の整備が必要な場合や、児童生徒に重大な事故等が発生した場合には町長が速やかにこの総合教育会議を招集し、教育委員会と十分な協議、調整を行い、迅速に対応していくことを確認させていただいたところでございます。

次に、平成28年度長崎県農林業大賞の受賞についてでございます。東小串郷にお住いの吉崎忠敏様、美智子様ご夫妻におかれましては、去る11月19日に開催された長崎県農林業大賞の表彰式におきまして、農林水産大臣賞、及び長崎県知事賞を受賞されたところであります。お二人は長崎県内の畜産部門におきまして、県内トップレベルの繁殖雌牛106頭に加え、肥育牛35頭を飼養する一部一貫体制を取り入れた繁殖経営をなさっておられます。平成3年度に繁殖部門に参入され、観察の徹底、超早期母子分離技術の導入や、生産子牛のきめ細やかな飼養管理に努められ、平成19年度に経営内一部一貫体制を導入するなど、生産性、収益性の高い経営を確立されておられます。また、地域においては繁殖牛部会長など、生産組織のリーダーとして自身の肥育育成の向上に努めることはもとより、地域の肥育農家等への情報提供を図り、飼養管理の底上げ、産地としてのレベルアップ等を図ってこられたことが認められ、農林水産大臣賞及び長崎県知事賞を受けられたと

こであり、心からお祝いを申し上げます。今後とも本町の畜産部門の発展と町政発展のため、なお一層活躍されることをご祈念申し上げます。

次に、県民表彰受賞についてでございます。平成28年の県民表彰では、本町から3名の方が受賞されておられます。まず、社会福祉功労部門で受賞されました、琴見ヶ丘にお住いの森紘子様は、多年に渡り民生委員児童員として常に住民の立場に立って相談業務に関わり、特に生活弱者に対する必要な支援や援助を行ってきたことが、社会福祉の増進に貢献されたとして、社会福祉功労章を受章されておられます。心からお祝い申し上げますと共に、今後とも本町の福祉行政に対しましてもご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、スポーツ功労として2名の方が受賞されておられます。お一人は三越郷にお住いのメーンズ・ジェーラン・秀吉君で、7月にアメリカで開催された第11回世界ジュニアソフトボール選手権大会に出場し、優勝の栄誉を勝ち取り、長崎県のスポーツ水準向上に大きく貢献されたとして、スポーツ特別賞を受賞されておられます。もう一方は、上百津にお住いの田井小百合さんで、6月にブルガリアで開催された第3回世界ろうあ者陸上競技選手権大会100mハードル競技におきまして銅メダルに輝き、長崎県のスポーツ水準向上に大きく貢献されたとして、スポーツ特別賞を受賞されておられます。お二人共世界大会での活躍が認められての受賞であり、心からお祝い申し上げますと共に、今後の活躍を期待するものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例議会での行政からの提出議案であります。平成28年度各会計補正予算5件、条例の一部改正6件でございます。提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(10:13)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は7人です。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、堀田一徳議員。

6番堀田 おはようございます。議席番号6番、堀田一徳です。本町の教育について質問をいたします。

第5次川棚町総合計画後期基本計画では、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育む町作りとして社会教育の充実、スポーツ・レクリエーション活動の振興、幼児教育の充実、学校教育の充実、文化・芸術の振興、国際交流の促進など示されており、教育は町としても重要課題であると考えています。この度、新しい教育長が就任されましたので以下の点を尋ねます。

①これからの町の教育について、どのような方針で臨むのか新教育長の所信を尋ねます。

②いじめや体罰事件が起きた時に、総合教育会議をどう活かすのか。また、問題に詳しい有識者などを加える考えはありませんか。

③平成27年度の県独自の学力調査の結果によると、本町の児童生徒の平均点は県下平均及び他町と比べても下位に位置していると報告されています。これまでの学力向上対策と成果、課題は。

④社会教育の中で地区公民館はコミュニケーション作りに役立っています。以前開催されていた地区公民館長会議が数年開催されていないと聞きます。各地区の情報共有、活性化を図るために開催できないか尋ねます。

⑤後期基本計画では、外国の文化に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが求められているとしています。今年度は国際情勢などの影響により、中学生をマレーシア国に派遣する事業が中止になりました。教育長として中学生を派遣することをどのように考えているのか。また、次年度以降国際交流をどのように進めていくのか。以上5点について質問をいたします。

町長 それでは、堀田議員の質問にお答えいたします。堀田議員からは本町の教育について私と教育長に質問いただきましたが、⑤の一番最後の部分、次年度以降国際交流をどのように進めていくのか。これにつきましては町長部局で担当しておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

国際交流事業につきましては、議員がただいま述べられたとおり、総合計画後期基本計画の第3章、豊かな人間性魅力ある生活文化を育む町作りの中の主要施策の一つとして国際交流の促進として掲げ、国際性豊かな人材育成を目的として取り組んでいるものであります。これまで本町では平成11年度に実施した中国瀋陽市への訪問団派遣を皮切りに、以来瀋陽市へ中学生派遣を合計9回、瀋陽市から本町へのホームステイ受け入れを1回実施し、平

成26年度からは訪問先をマレーシアへ変更して2回実施をいたしております。その結果、瀋陽市へ58名、マレーシアへ12名、合計70名の中学生を派遣し、国際交流の推進を図ってきたところであります。そして参加した中学生からは、いずれも日常では経験できない素晴らしい体験であったという感想とともに、今後の語学力、あるいはコミュニケーション能力の向上に努めたい、これからも機会があれば国際交流に積極的に参加したいなどの意欲的な感想が共通して述べられており、事業の目的に見合う有意義な事業であったと、このように認識をいたしております。

これまで中国との国際交流においてSARS、いわゆる重症急性呼吸器症候群や、新型インフルエンザの発生、並びに国際関係悪化などの影響により、合計4回の開催を中止したところであります。そのような状況の中で、応募者が減少したこともあり、平成26年度から訪問先を見直し、治安が良く国家的にホームステイ事業に取り組んでいるマレーシアを訪問先として実施しておりましたが、これにつきましても平成28年度において、相次ぐIS、イスラム国による無差別的テロ事件がマレーシアにおいても発生し、生徒の安全が確保できないということから、やむなく中止の判断を行ったものであります。

しかし、中学生を対象とした国際交流事業は、先程申し上げましたように、大変有意義な事業であると認識をいたしておりますので、工夫して何らかの形で継続していきたいと、このように考えております。具体的には教育委員会並びに川棚中学校と共に検討を進めてまいります。これを機会として過去の中止の反省点なども総括をしたうえで、まずは生徒の安全性が十分確保できること、安定的に事業を継続することが可能なことなどを留意しながら、新たな国際交流事業として再構築したうえで、平成29年度の予算に必要額を計上し、ご提案したいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

教 育 長 堀田議員から私に対する所信をとということでご質問がきておりますので教育長の職に臨むにあたりまして、議会の貴重な時間をお借りし私の所信を申し上げさせていただきます。

私は川棚町で生まれ育ち、昭和57年から母校の小串小学校の教員として川棚町の教育に携わりました。教諭、教頭を経験し、佐世保教育事務所で5

年、校長として9年と半年従事し、今年10月に教育長に任命されるまで34年半の間子どもたちの教育に携わらせていただきました。先般町長から教育長就任の要請をいただいた際には第一に戸惑いと不安に包まれましたが、私のこれまでの教育に対する思いを再認識し、その上で従前とは違う立場、役割で川棚町の教育を更に進化、発展させたいと思いお受けした次第でございます。私の教育のモットーは、元気、やる気です。授業においては課題解決型の授業、全員参加の授業、管理職になってからは行きたい学校、帰りたい家庭を目指し、学校、家庭、地域が一体となって、子どもを見守ることができるよう取り組んでまいりました。この教育のモットーは新教育長となってからも同じです。全ての子ども達が笑顔で登校し、今日一日楽しかったと満足して帰宅できることが一番の願いです。子ども達のためには何がいいのかを基準に置いて、各小中学校の校長をはじめとする教職員と共に将来において夢を持つことができ、生きる力を育む学校教育を進めていく所存です。子ども達が将来川棚に生まれてよかった、川棚で暮らしたい、働きたいという元気のある川棚町になるよう、少しでも役に立ちたいと考えています。そのために、ふるさとの歴史、伝統、文化、産業、自然、環境について学ぶ機会や体験的な学習ができる機会を設けることが大切だと考えています。そして、ふるさと川棚の将来を担う子ども達を地域でしっかり育てなければならないと考えています。議員の皆様を始め、地域の方々の声をしっかりと聞きながら取り組んでまいりたいと考えています。

社会教育については、これから勉強していかなければなりません、住民の方々が生涯に渡って元気で心豊かに潤いや生きがいを持って生活していくためにはとても大切だと考えています。文化、スポーツにおいて現在行われている事業を継続して取り組み、更に充実させ、魅力あるものになるよう努め、地域住民の方々が多数参加できるような機会を設けたいと考えています。そして、多様な学習機会や学習情報の提供、指導者の発掘に努めていきます。

また、家庭、学校、地域などが一体となって、子ども達の健全育成に取り組むと共に、保護者に対する学習機会や相談事業を通して家庭教育の充実が図れるよう教育委員会事務局の職員と共に業務にあたりたいと考えています。以上、教育長就任にあたっての方針について述べさせていただきます。

た。

基本的には第5次川棚町総合計画後期基本計画及び、川棚町教育振興基本計画に沿って進めていくこととなりますが、微力ながら教育委員会の職員と学校現場の職員とが一丸となり、また、議会の皆様方のご指導とご協力をいただきながら町民の皆さんのご期待に沿えるよう教育行政を推進して参る所存でございます。

2つ目のご質問、いじめや体罰問題が起きた時の総合教育会議の活かし方について、私の考えを述べさせていただきます。この度の制度改革で求められるものの1つとして、迅速な危機管理体制の構築がございます。総合教育会議については首長が招集して開催する。構成委員は首長と教育委員会で必要に応じ意見、聴取者の出席を要請することができるとなっております。そして、協議すべき事項の中に児童、生徒等の生命、または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合と示されています。そこで軽微ないじめや体罰問題は別として、重大な事案が、問題が起きた時には迅速な対応が求められます。私は教育長としてすぐに首長と連絡を取り、総合教育会議の開催を要求します。そして、協議を行うにあたって必要があると認める時には、関係者または学識経験者を有する者から当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができることとした、すみません、長崎県教育委員会で制度化されています学校問題サポートチームの派遣を要請し、総合教育会議の中で意見を聴取したいと考えています。この長崎県教育委員会の学校問題サポートチームの中には、県の教育委員会の関係職員の他に、弁護士、医師、スクールカウンセラー等の専門家が含まれています。この制度を利用することによって有識者を活用し、迅速な問題解決にあたりたいと考えています。

これまでの学力向上対策と成果、課題はというご質問にお答えいたします。私は子ども達の学力向上につきましても、最も力を入れなければならないものの1つと考えております。各学校におきましても、それぞれの学校が抱えている課題解決のために研究テーマを設定し、校内研修の中で理論研究や研究事業を行い、授業力の向上を目指し事業改善に努めています。川棚町におきましても、川棚町学力向上推進委員会を設置し、教師の指導力向上と家庭学習の推進の2つの柱を中心に学力向上、問題解決のための方策を話

あっています。そして、取り組んだ方策が有効だったのかを分析し、次の取り組みに活かしています。これまでに小中共通した学習規律一覧表を作成し、小学校と中学校が共通して授業中の約束などを実践できるようにしてきました。また、昨年度は県教育センターの指導主事を派遣してもらい、町内全ての教員が参加しての講師招聘研修、今年の夏休みには筑波大学の教授を招集しての研修を行っており、教師の指導力向上に努めています。そして、学びやすい学習環境、働きやすい職場を整えるためにサポートティーチャーと特別教育支援員の配置やパソコンや大型テレビなどのICT関係の整備を行っています。特に、校務支援システムやタブレット、デジタル教科書の導入など県下でも先進的な取り組みを行っているところです。成果としましては、本年度の全国学力学習状況調査では、先程堀田議員も指摘されましたけど、全国平均は下回っています。ただし、昨年度よりも差が縮まってきています。小学校5年生と、中学校2年生で行われている県の学力検査では、昨年度小学生が最下位、中学校では下位という結果でした。しかし、今年度は小学校では国語、算数とも県平均を上回ることができました。中学校においては国語は県平均を大きく上回り、県下でもトップクラスということを知っています。数学ではもう一歩のところまで近づいてきています。これらのことから成果は上がってきていると言えるのではないのでしょうか。課題としましては、できること、できていないことの差が大きく、二極化が進んでいること、問題を回答していない無答率が高いことが挙げられます。これらの課題解決に向けてこれまで取り組んでまいりましたサポートティーチャーと特別教育支援員を有効活用し、個に応じた指導を充実させること、そしてタブレットを有効活用し、学力向上につながるような研究を進めていくことだと考えています。

4番目の地区公民館の件について回答いたします。地区公民館館長会議はご指摘のように平成21年度まで開催されていましたが、各地区公民館での公民館活性化事業への取り組みがなくなったこともあり、会議の内容が地区公民館建設費補助、地区運動広場設置補助、地区公民館事業補助金の説明だけで終始したことから、また、公民館関係の補助については総代会議での説明と重複することから開催が行われなくなったものであります。公民館館長会議を開催することで、地区公民館の活動が活性化し、地域のコミュニケー

ション作りの場とすることができるなら、開催する方向で会議の内容等も研究していきたいと考えています。

5番目の国際交流につきましては町長が答弁しましたが、私としては町長が答弁した通り中学生を派遣すること大いに意義あることと考えています。次年度以降国際交流をどのように進めていくのかにつきましては、生徒の安全が確保されることが一番重要なことだと考えています。町長部局の事業計画に沿って協力していきたいと考えています。以上、私の答弁とさせていただきます。

6 番 堀 田 10月に就任されて2ヶ月ぐらいしか経っていないんですけど、本当に色々な問題を投げ掛けまして、大変教育長には大変かなという感じがしています。今、町長及び教育長から答弁いただきましたけど、第5次川棚町総合計画に沿って進めていくということでございます。粛々と進めていってもらえればと思います。

質問内容ですね、2番目に学校問題サポートチームというのが何かあった時には招集ができるということですけど、何かあった時にはすぐ対応はすぐできるのか。あるいは、今川棚町にサポートティーチャーとか指導主事の先生とかいらっしゃいますけど、そういった人達は入らないんですか。

教 育 長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

県の方では過去の様々な事件がありまして、その反省の元にこの制度を作られました。ですから、緊急事態が起きた場合、本庁の方に連絡いたしますと本庁の方で緊急チームをすぐ作れるようになっております。そして派遣について検討され、各市町に派遣をし、今後は教育総合会議の中で合同の会議ができるものと考えております。サポートティーチャーとか指導主事についてはまた別の役割を持っておりますので、そこについては入ることは考えておりません。

6 番 堀 田 次に3番目ですけど、今年度はですね、学力調査の方はいい方向に行ったということで、たぶん学校とか指導がよかったんじゃないかと思えますけど。1つ検討された内容の中で、結局27年度は一応最下位に近かったんですけど、その時に学力が高い市町とか県とかあったわけですね。そういった中で高いのはなぜかという分析はされたんでしょうか。

教 育 長 学力の上位の市町、そして学校につきましては、逐次県の方

から分析情報が入ってまいります。こんなことを取り組みをしているという
ようなことがあります。川棚町におきましては町の小中学校の職員を集め
て、昨年度も県でも、熊本県の全国平均を大きく上回っているような学校の
視察をするなどそういったことを取り組んでおります。以上です。

6 番 堀 田 ④の公民館長会議が平成21年度まで行われていたわけですが、その後ずっと開催されていなかったということは町民の方から聞きましてですね、私が公民館長時代をしていた時には結構ずっと会議があったわけですね、年1回。そうすると各地区において色々な行事とか、そういったものを当番制で発表をしていたわけですね。そうすると、他所の地区がどういったことをしているとか、そういったことで自分達の地区にある程度取り入れられる物は取り入れていかれるということで、結構いい経験をしてきました。それで、情報共有ということ、あるいは活性化のためにですね、ぜひ来年開催をしてもらえればと思いますけどどうでしょうか。

教 育 長 これまでの経緯につきましては私も詳しいことは、今回聞くまでは存じておりませんでした。ただ、各地区の状況を見てみましたら、やっぱり公民館活動については各地区の取り組みについては温度差があると考えております。教育委員会としましてはただの鍵当番にならず、町の活性化、コミュニケーション作りということにも公民館活動は大いに役立つものと考えておりますので、今後はそういった情報共有ができるような機会を設けることができればいいなと考えているところです。

6 番 堀 田 私が考えている以上にいっぱい答弁をいただきましたので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

(10:40)

議 長 少し早いですがここで10分間休憩を取ります。

(10:40)

(…休 憩…)

(10:50)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、久保田和恵議員。

4 番 久 保 田 議席番号4番、久保田和恵です。通告文に従い、3つの質問

を町長に行います。

第1に、生活困窮世帯への対策についてです。生活保護は誰もが生活に困った時に利用できる制度です。生活保護の目的は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することとされています。町として更なる支援の充実のために、次の点について町長の考えをお尋ねします。

病気やけがにより仕事を辞めざるを得ない。その場合、生活保護世帯になった場合、車を手放さなくてはなりません。仕事への復帰が難しくなります。健康を取り戻し、働く意欲がある方に対して町の仕事を斡旋する考えはありませんか。

2つ目、健康保持や生活環境の整理ができない状況にある世帯に対して、きめ細やかな手立てをする考えはありませんか。

3つ目、生活保護世帯が転居を希望した場合、保証人探しが困難な場合があります。町が保証人になる考えはありませんか。

4つ目、18歳以下の子どもがいる生活困窮世帯が水道代を滞納し、給水が停止された場合、子どもの健康のために給水する考えはありませんか。

5つ目、就職する際、自動車の普通免許の取得は必至です。しかし、受講料は高額で家計を大きく圧迫します。高卒で就職する生活困窮世帯の子どもに対し、受講料を補助する考えはありませんか。

6つ目、現在現金支給の生活保護費を早急に口座振込にする考えはありませんか。

第2に大崎公園の環境整備について尋ねます。くじゃく園には障がい者用トイレと一般用トイレがあります。障がい者用トイレの一方はアコーディオンカーテンで仕切られており、利用者のプライバシーは守られていません。また、もう一方は30cm程度の段差がある和式トイレでとても危険です。快適に利用できるよう改修すべきです。また、一般用のトイレのドアは腐食しており、ドアノブも作動せず、1人で利用できるような状況ではありません。桜の名所に恥ずかしくないトイレに改修する考えはありませんか。

第3におたふくかぜの予防接種について尋ねます。子どもの将来に大きな影響を与える乳幼児期の貧困があります。保育と貧困、社会と福祉につなぎ

希望をつむぐの編集者の1人で、長崎大学教育学部准教授の小西祐馬さんは、子どもたちの間に大きな格差、不平等が存在する状況が続いている。インフルエンザの予防接種を毎年しているのは高所得層で60.3%、低所得層では48.5%、おたふくかぜの予防接種は同じく高所得層で45.5%に対して、低所得層では28.7%とっております。今の日本の乳幼児はこのような貧困、不平等の中にあります。子育ては家族の責任だけではありません。小さな子ども達の将来が安心できるものにできないか。私はこの質問は2回目となります。おたふくかぜは未だに任意接種であります。重篤な髄膜炎や難聴など重篤な合併症の心配があります。にも関わらず、接種料金は7500円と高額です。川棚町独自でおたふくかぜの予防接種に対し補助する考えはありませんか。以上、お尋ねします。

町長 久保田議員の質問にお答えします。ただいま、久保田議員から3項目についてご質問いただきましたので、まず、生活保護世帯への対策についてのご質問にお答えいたします。生活保護につきましてはただいま久保田議員からも述べられましたように、生活保護法第1条に、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助成することを目的として規定しており、同法第19条第1項では保護の実施機関として都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は保護を決定し、かつ実施しなければならないとこのようにされております。川棚町は福祉事務所を設置しない町であることから、県の福祉事務所が本町を管轄しているところであります。そこで、本町は生活困窮者対策の制度上の実施主体ではありませんが、住民に最も身近な窓口であり、県の福祉事務所、及び川棚町自立支援相談事業所と連携して相談事業を行っており、生活困窮者の自立支援に取り組んでいるところであります。このような背景を踏まえ、議員のご質問にお答えいたします。

①のご質問についてであります。町の仕事については正規職員以外では臨時的任用または非常勤の職員の業務であり、概ね1年以内の有期雇用の短時間採用、いわゆるパート採用となっております。雇用にあたっては広報紙等で募集して採用するほか、随時での臨時職員の採用につきましては採用希望者があらかじめ総務課に履歴書を添えて登録を行っていただき、登録され

た採用希望者の中から臨時業務を処理するために、必要に応じて採用をいたしておりますので、採用希望者にとって必要な時に都合よく採用されるものではありません。したがって、町の臨時職員等の仕事に就きたい場合は所定の手続きを行っていただき、登録をしていただくこととなります。斡旋する考えはありません。

②のご質問についてお答えいたします。生活保護世帯の場合、健康保険への加入がないことから、町において健康診査の受診を促し、必要に応じて保健指導を行っているほか、福祉事務所のケースワーカーが各生活保護世帯の担当となっており、定期的に訪問などを行い、受給者の生活上の相談や支援を行っており、問題があればケースワーカーから町へ連絡があるため連携して対応いたしております。また、生活困窮世帯から川棚町自立支援相談事業所や、役場へ生活上の困り事の相談があれば関係機関との連携により、相談内容に応じたきめ細やかな支援ができるものであり、相談をしていただきますようお願いしたいとこのように考えております。

次に、③の質問についてであります。法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条において、政府または地方公共団体は会社その他の法人の債務については保証契約をすることはできないと規定されており、この中で法人に対してとありますが、地方公共団体の健全な財政運営の確保という観点からして、個人についても同様と解釈するのが相当であり、町が生活保護受給者の居住に係る賃貸者契約において保証人となり、債務を保証することは慎重な検討が必要であり、難しいものと考えております。したがって、町が保証人になる考えはありません。

④の質問についてお答えいたします。まず、生活保護法第12条第1号において、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な生活扶養を行うということが規定されており、これに充てるため生活保護費が支給されているところであります。したがって、水道料を滞納しないようにしていただくことは当然のことと考えますが、一時的にやむを得ない事情により滞納となった場合、当該滞納を解消するための納付計画が示され、実行していただく意思が確認できるのであれば、18歳以下の子どもがいる、いないに関わらず給水を拒否することはありません。

⑤の質問にお答えいたします。生活困窮者自立支援法における支援のあり

方については、生活保護法に至る前の自立支援策を強化することを目的としており、生活困窮者からの相談を早期かつ包括的に受け付け、その抱えている課題を分析し、その課題を踏まえて自立に向けて関係機関が連携による支援を行うこととされており、基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援の提供であり、給付型の支援は居住確保給付金の支給のみとなっております。議員からは、ただいま高卒で就職する生活困窮世帯の子どもに対し、自動車の普通免許の取得のための受講料を補助する考えはないかのご質問ですが、生活困窮者自立支援における支援のあり方として、基本は自立に向けた人的支援の提供であることから、現時点においては受講料を補助する考えはありません。

⑥の現在現金支給の生活保護費を早急に口座振込にする考えはないかのご質問についてお答えいたします。現在の生活保護費の支給につきましては、生活保護法第19条第7項第3号の規定により、福祉事務所の求めに応じて町が支給事務を行っており、被保護者に毎月役場へ来ていただき、窓口で現金支給を行うと共に、合わせて被保護者の安否確認等を行っているところであります。この度、福祉事務所から生活保護費を被保護者が事故なく確実に受給できるよう、口座振込による支給を検討してほしいとの要請がありましたので、担当課ではその要請に従い来年4月1日から口座振込による支給をすることとしております。なお、これらのことにつきましては、町長に裁量権はありませんので、その旨ご理解いただき事務手続き上での再質問があれば直接事務方の副町長等にお尋ねをいただきたいと思います。

次に、大崎公園の環境整備についてのご質問にお答えいたします。議員からは平成23年3月の定例会においても同じテーマでくじゃく園のトイレ整備や園内のバリアフリー化についてご質問をいただきましたので、その後公園全体を点検し、風の広場の多目的トイレの設置や園内施設の段差の解消など、来園者の意見を踏まえつつできるところから改善をしているところであります。さて、今回ご指摘の障がい者トイレにつきましては、川棚町観光協会が独自に建設した休憩所内に設置されているもので、トイレ内には和式トイレと障がい者用の洋式トイレが設置をされております。そして、議員ご指摘の通り、洋式トイレのドアには車椅子での出入りを考慮して通常のドアではなく、開口部が広く取れるアコーディオンカーテンで仕切られる状況であ

りますが、トイレ内を外部から見えないよう遮断できる構造であり、施錠も可能なことから音以外についてはプライバシーは守られているとこのように思っております。また、和式トイレの段差につきましても、元々30cmの段差があったものを現在は段差の手前にステップを1段加えて段差を緩和している状況であります。引き続き安全、安心なトイレに改善できないか、設置者の川棚町観光協会と協議していきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、一般用のトイレについてであります。トイレドア、及びブースにつきましても議員のご指摘の通り一部に腐食が見られ、特にドッグランの前にあるトイレの痛みが激しいようであります。今のところトイレの使用には問題ありませんが、先程議員もおっしゃられましたように観光地のトイレとしては些か見た目が悪い状況にありますので、今後改善を図っていくことといたしております。また、ご指摘のドアノブにつきましても、ドッグラン前及び休憩所横のトイレのドアノブはそもそも回転しない構造でありまして、点検した限りではトイレの開閉、施錠には全く問題ないことを確認をいたしております。

最後に、桜の名所に恥ずかしくないトイレに改修する考えはないかとお尋ねでございますが、観光地のトイレは安全性や利便性、快適性、そして周辺環境への配慮が求められると共に、家庭のトイレの洋式化が進んできたことや、外国人旅行者への対応が求められていることから洋式化が必要と感じております。このような多様なニーズに対応すると共に、くじゃく園内のトイレや浄化槽の老朽化も進んでいることから、何とか改修していきたいと考えているところであります。大規模な改修は多額の財源をようするため、本町の厳しい財政状況下では改修がなかなか進まない現状でございます。引き続き、国や県の補助がないか調査研究をしてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目のおたふくかぜの予防接種についてのご質問にお答えいたします。おたふくかぜは罹患者の飛沫や接触で感染し、片側、あるいは両側の耳下腺の腫脹を特徴とする急性ウイルス感染症であります。潜伏期間は2、3週間で、数日ないし1週間で症状は消褪するようであります。また、年長児や成人が罹患すると、無菌性髄膜炎、脳炎、髄炎、難聴などの合併症

の頻度が高くなると言われております。厚生労働科学研究所班の2013年調査によりますと、4、5年間隔で大きな流行を繰り返しており、多かった年の2005年には135万6000人、少なかった年の2007年には43万1000人が全国で罹患したと推計され、罹患者の年齢は4歳が最も多く、6歳未満で全体の60%、10歳未満で約90%を占めているようであります。そこで予防接種についてであります。現在おたふくかぜの予防接種は任意接種という位置付けであります。任意の予防接種は非接種者、及び医師の責任と判断によって行われるものであり、行政が勧奨するものではないとされております。そのような中、厚生科学審議会予防接種部会で広く接種することが望ましいとされていた水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎、おたふくかぜ、これら4つのワクチンの内、水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンについては平成26年10月1日から、そしてB型肝炎ワクチンについては今年10月1日から定期接種として開始をされております。残るおたふくかぜにつきましては現在も継続して検討が続けられており、その要因としては現在国内で使用可能なワクチン株による安全性の問題等が挙げられているようであります。そのような状況の中で、九州管内ではいくつかの市町村で予防接種に対して補助をしているようですが、現在長崎県内では助成している市町村はないようであります。以上のことからおたふくかぜワクチンの予防接種助成に早急に取り組む考えはありませんが、厚生科学審議会予防接種部会では継続して検討が続けられていることでもあり、今後も国の動向を見ながら、また、財政状況を財政的見地から助成のあり方についてもその方向性について研究していきたいとこのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

4 番 久 保 田 では再質問をさせていただきます。生活困窮者について1つずつ再質問をしていきたいと思っております。生活保護に陥った場合ですね、車を手放さなくてはなりません。これはもう条件になっているみたいです。仕事に行くことができないということで、家の中に引きこもってしまいがちになられる方を実際に知っております。それで、パチンコに依存したり、アルコールに依存したりされて、ある方は依存症で病院に入院されて、そして復帰して仕事をされているんですけども、この憲法の中にも謳ってあるように、憲法の27条ですべての国民は勤労の権利を有し、義務を負うとしてあ

ります。この義務が先に来るんじゃないなくて、権利が先に来ておりますので、国民は働く権利があるんですね。こういうふうにして色んな若い人達に対しては母子家庭、父子家庭に対しては看護師の免許とか保育士の免許とかそういう資格を取ることにに対する補助はあるんですけども、やはり肉体労働建設会社とか色んなところに働いていて、年齢を重ねていかれた方達がなかなか社会に認められる、社会の中でまた仕事を求めて生活ができるという機会から見放される状態になっておられます。だから先程言ったように、働く権利があるということで、以前私達が若い時に失対事業というのがあったと思います。そういうふうなことでですね、先程言われた広報によりとか、履歴書をどうのこうのというんじゃないなくて、この人達が健康を取り戻して一般生活に移行できるような仕事をですね、町としてあるんじゃないかと思うんですけども、こういうふうにながちの型にはまった仕事のやり方しかできないんでしょうか。もっとその方を復帰させるための手立てとしてどうにかならないかなと、実際にそういう方達を見て思うんですけどもどうでしょうか。

町 **長** お答えします。まず、生活保護になりますと車を手放さなければいけない。そのことによって仕事もできないのでパチンコ屋に行くとか、それはもう言語道断でありまして、車については単に日常生活の利便性のために車を保有するということであれば、生活保護者は車を手放す必要があります。しかし、通院をしたり、あるいは仕事に就くために引き続き保有することが望ましいということであれば車の保有は認められております。まずそういうことであります。

それから、2点目の町で生活困窮者に対して仕事を斡旋したらどうかということにつきましてははですね、先程昭和40年代に実施をされておりました失業対策事業、このことをおっしゃいましたが、あの失業対策事業は国が100%事業費を見て、そして実施をされておりました。冒頭言いましたように、この生活困窮者につきましてはの最低限の生活を保障する国の法律で決められておりますので、国の施策としてそういった事業が取り組まれているわけでありまして、したがって、町で独自にそういった事業に取り組むということについては財源的にもできませんし、そういった国のすべきことだというふうに私は理解しておりますので、今議員がおっしゃったような事業に

についての取り組みは考えておりません。以上でございます。

4 番 久保田 パチンコについて言語道断だとおっしゃいましたけども、しょっちゅうしょっちゅう行くのではなくて、やっぱり町民の皆さんの目です、生活保護をもらいながらパチンコに行きよる、酒を飲みよるというふうに見られるんですけども、人間らしい生活、一般的な人達が行っているような生活は絶対だめっていう、言語道断というほど言い切ることなのかなと私も考えさせられます。国の政策として失対事業なんかがあって、そこで働いていらっしゃったということですから、そこまで私も国の政策だったのかということを知りませんでしたけども、やはり何かないかなって、シルバーに行くには草刈り機とか色んなものを自分で揃えて行かなくちゃいけない、そういうふうな詰めた仕事がまだできないという時に、何かないかなということを考えて欲しいと思いました。

2つ目ですけども、これは健康保持とか生活環境というのは病気のこととかそういうことだけじゃなくてですね、家庭の中における生活のことなんです。不衛生だったり、例えば私が事例として上げるのは、地域の猫を押しつけられて10匹も20匹も飼ってらっしゃる方がいらっしゃいました。自分達の食べることで精一杯なのに猫をそんなふうにか飼ってですね、家の中も糞尿の臭いがして大変な状況の中で生活をされて、とても健康的で文化的な生活とは言えないような状態でした。佐世保の県北福祉事務所のケースワーカーさんと連携を取りながらやってみたんですけども、ケースワーカーさんも川棚町内で50人前後の方達を担当してらっしゃって、とても人材が不足してそこまで回らないと。例えば生活保護者の方が糖尿病だったり、例えばアルコール依存症でそこまで体を壊したということになれば、病院のケアマネージャーさんとかそういう方が尋ねて来てくださいますけども、健康で一応生活できる人達をケースワーカーさんが町と連携しながらしてくださるんですけど、なぜ人手が足りなくてそこまで行きつかないというのがありますので、時々ですね町として健康的な生活をしてらっしゃるかどうかな、もう少し町としても人材不足ではあると思うんですけども、そこまで覗くというかな、深入りしなくてもいいけども覗いてくださるという程度でもいいですけどできないかって思いますけどもどうでしょうか。

町 長 まず、前段の質問の答弁の中で、生活保護が決定されたから

車を手放したと、そのためにパチンコに行っているんだとそういった流れで議員から質問がありましたので、それは言語道断だというふうに僕は答弁したんです。それを理解していただきたいと思います。誰しも人間らしい生活をしたいたいののは当然のことです。

それから2番目の質問できめ細やかな手当をする考えはないかということでご質問がありましたけど、それも当然行政としてはそういう立場であることは理解をいたしております。しかし、壇上でも答弁しましたように、ケースワーカー等との連携を十分図って、そして対応をしておりますし、まずはそういった困った時には窓口で相談をしていただくと、このことが一番大事ではないかと思っております。特に福祉事務所の方では川棚町自立相談支援事業所も栄町に開設をしておりますので、年間かなりの相談件数もあっているようでございます。そういったケースワーカーと相談事業所の連携の元でそういった対応をしていきたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

4 番 久 保 田 わかりました。次に3点目が、町は、団体は保証人にはならないとおっしゃいましたが、今回の事例がですね、とにかく地域の中で暮らしていけない、緊急な事態になったということがありました。この方達の行く先を探すにしても、身内もない、身寄りもない、保証人がいなければ町営住宅にも入れない。そういう場合にですね、この方達は今緊急避難として施設に、住民福祉課の方と連携が取れてですね、今度本当に良かったと思えました。けど本当にそこが空かなかったらどうしようというふうに思ったんですけども、そういうふうにして保証人がなければ行く先もない。けど、住宅扶助費は必ず入るわけですから、どうにかして町がなれなくても保証人になる制度というか、そういうところがあるなら紹介をして欲しいし、今回本当に困ったんです。被害届を警察に出すにしても、実態がはっきりしないので被害届も受理できない、でもこの人達がどこに行こうかということで、本当に連携を取ってもらって、良いところに着地をさせていただいたので良かったんですけども。そういうふうにもどうしても今の場所にいられない人達の保証人というのは町にしか頼ることができない方達なんですよ。できないということで、もう一方的にできないんでしょうか。

町 長 賃貸者契約の債務保証は町はできないということは法律の解

積上を考えた時に抵触する可能性が高いということから、先程壇上での答弁をしたわけでございます。じゃあ他にないかといいますと、実はあるんです。そういった制度があります。家賃債務保証制度というのがあります、これは一般財団法人、高齢者住宅財団が実施をいたしております。生活保護受給者の方につきましてもこの財団が保証をしてくれるそうです。ぜひそういったところをご紹介いただきたいと思います。以上でございます。

4 番 久 保 田 次に、4番目の18歳以下の方がいらっしゃる、水道代を滞納された、これも事例なんです。6月の時点で水が止められた、小学生がいて、お母さんがいて、おばあちゃんがいて3世代いらっしゃったところでですね水が止まって、それで親切な方が八幡様から水を汲んできてお世話をされてたとおっしゃっていたんですけども、やっぱり小学生が熱中症も心配される中ですね水が止められたこととか、それから子ども達のいじめの中です、やはり汚い、臭い、そういうことを理由に挙げていじめられるということも今たくさん事例としてあります。それで、国保もですね18歳以下の子どもに対しては保険証を出しなさいと国がしてるんですから、命に関わる水を、確かに納付の指導をしながらでしょうけども、その時実際に止まったものですからどうにかできないかということを探ねます。

町 長 水道料を滞納すれば停水処分を実施をいたしております。そもそもですね、憲法第25条には国民はすべて最低限度の生活を保障すると決められているわけですね。それに基づいて、収入がない方については生活保護を支給されております。その生活保護費の中には水道料が含まれているんです。だから、生活保護費の中からまず水道料を納めてもらうということが原則なんです。議員が質問されているようなことは、この水道料を滞納することについて肯定するような発言をされてますので、まずは水道料を納めてもらう。これは生活保護費の中に積算をされておりますので、ぜひそういう指導をお願いしたいと思います。そして、もし万一何かの理由でどうしてもできない、滞納が生じた場合には町の担当課としてはすぐ滞納処分をするのではなくて、納付についてのいわゆる話し合いをして、そして納付計画契約等が確認できれば水道を止めるということはしておりませんので、そこらへんは誤解がないようにぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

4 番 久 保 田 わかりました。そしたらですね、次に18歳、高校生がい

いうふうにきれいです。だからぜひ段差改修もされましたし、アコーディオンカーテンで仕切ってあるとは言いますが、本当にアコーディオンカーテンでプライバシーが守られるのかな、そして段差の解消はされてますけども、あの段差があることによって幅が狭いし、和式のトイレの壁側も狭いんですよ。だから何とか国や県の補助に乗っかるんじゃなくて、積極的に進めてもらいたいと思います。

最後のおたふくかぜの予防接種の補助についてですけども、やはり九州管内でやってらっしゃるところもあります。長崎県がやっていないというのは、これは長崎県の私は体質だと、何にお金を掛けるかっていうふうに、やはり将来を担う子ども達がですね、貧困の格差によって予防接種のところからまでも差が出てくるというふうなことがあってはならないと思うんですね。しかもおたふくかぜの予防接種は7500円ですからすごく高額です。だから全部が全部補助せろって言うんではありません。一部だけもお母さん達の助けになれば、1人だけならともかく2人、3人とたくさん子どもを産んでほしいという町長の希望もおありですので、そうなればそうなるほどお母さん達の負担というのは増えてきます。国のやり方を制度として定期接種になるまで待って言えば、いつになるかわかりません。だから、やっているところもあるんですから、国が定期接種にする。

議 長 久保田議員。時間も押してきて、一問一答ですので1つずつ質問答弁のやり取りを心がけてください。

4 番 久保田 はい。そういうふうに他所ができておりますので、国の政策として待つんじゃなくて本町でできないかもう1度考えをお聞かせください。

町 長 はい、お答えします。まず先程も言いましたように、定期の予防接種になぜ現在なっていないのか。そのことはやっぱり現在国内で使用可能なワクチン株による安全性の問題が指摘をされておまして、これが解決されれば近いうちに厚生科学審議会の審議によって定期予防接種になるんじゃないかと、こう私は期待をいたしております。そういった中で、現時点で川棚町が助成する、あるいは助成するということは推奨するということになりますので、もし健康被害が生じた場合には、定期の予防接種であれば予防接種健康被害対策によって保障されておりますけれども、その対策と

なっておりませんので、やっぱり推奨した町にも責任がありますので、現時点で県下に先駆けて実施をするということは考えておりません。以上でございます。

議 長 久保田議員、大崎公園のトイレの件は答弁はいらないんですね。いなければ別にいいんですよ。

4 番久保田 私は大崎公園は国と県の補助に則って、そしてできるだけ早くやるお考えだと理解しております。

議 長 いいんですね。

4 番久保田 はい。

議 長 わかりました。

4 番久保田 では続けて立っていいですかそのまま。

議 長 どうぞ。

4 番久保田 おたふくかぜのことですけど。

議 長 簡明に願います。答弁の時間がありません。

4 番久保田 はい。おたふくかぜもですね、やはり今本町の高校生の中にもおたふくかぜで難聴になった高校生もいます。やはり、高校の時から難聴になったらやっぱり就職先も狭まってくると思います。おたふくかぜとは別ですけども、子宮頸がんの問題だって今も国が全部責任を負うというふうな状況になっておりません。おたふくかぜを推奨すれば町が責任を全部負うようなことになるというふうになっていますが、任意っていうのは保護者の責任というのも考えですから、推奨するということにはならないと思いますが。補助をすることが推奨することにはならないと私はと思いますがどうでしょうか。

町 長 それはなると思います。補助をすることは推奨するということにつながると思います。以上です。

4 番久保田 それではですね、国に対してこれを定期接種に早くするようという呼びかけはされるお考えはないでしょうか。

町 長 川棚町長として単独でそういう呼びかけをする考えはありません。

4 番久保田 以上で終わります。

(1 1 : 3 9)

議 長 次に、福田徹議員。

1 2 番 福田 おはようございます。議席番号12番、福田徹。本日は2問行います。まず始めに教育長就任にあたっての所信を問う。先程堀田議員からの一般質問で教育長就任にあたっての所信を質問されていましたが、私は視点を変えて質問をいたしたいと思います。平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、町長が教育長を直接任命し、また町長が招集し自らも参加する総合教育会議が開かれるなど、町長が関わり責任の所在が明確化されるなど新たな教育委員会に変わりました。川棚町では猶予期間もあり、今回の竹下教育長の就任に合わせて新教育委員会制度がスタートしました。そこで竹下教育長はその制度上初めての教育長就任となりますので、就任にあたっての抱負と目指すものが何かお尋ねします。また、教育委員会制度改正の意義をどう捉えておられるのかお尋ねします。

2問目で、図書館建設についてお尋ねします。私はこれまで一般質問において図書館建設を求めてまいりましたが、町財政上の面や、役場庁舎建て替えの課題もあり目途が立っていない状況であります。しかし、そもそも図書館とは、教育の中でも文化面での基本的重要な施設と私は思っております。近年では街づくりの核と捉え、建設整備される自治体もあります。教育長は川棚小学校で校長をされた経験からも、川棚町の学校図書室の変化とその役割の変化を目の当たりにされてきたと思います。そのような中、本町図書室ではレイアウトの変化はあるものの、146.9㎡という面積では如何ともしがたく、図書館としての基本的機能が不十分であり、1日も早く図書館を整備する、建設する必要があると考えます。そこで、図書館について5点質問します。

1つ、図書館を建設する意義をどうお考えでしょうか。

2、現在の図書室が抱える課題についてはどう認識されておられますか。

3、平成22年1月臨時会において、議案川棚町庁舎及び川棚町立図書館建設基金条例についてが提出されましたが、議員それぞれ色々な考えがあり3月議会で否決されました。その時は役場庁舎と図書館の複合施設建設計画案も出ていました。複合施設、このことについてはどう考えられますか。

4、図書館建設にあたっての財政面での課題についてはどうお考えでしょ

うか。図書館は町民のため、これからの町作りのため、図書館は建設すべきものとして推進の立場で検討をしていただけないでしょうか。以上、壇上での質問といたします。

教 育 長 まず、制度改革の意義をどう捉えているかというご質問からお答えいたします。これまでの教育委員会制度は、会議の主催者である教育委員長と具体的な事務執行の責任者である教育長の長の名が付く役割が2人いました。主催者と執行者が異なるため何か問題があった際、責任者が明確ではございませんでした。また、教育委員会の権限は教育行政全般に及びますが、予算の編成や執行権は首長にあるため、相互の意思の疎通が十分ではないという状況がありました。また、教育には政治的中立性が求められるため、首長は教育のことに口出ししない風潮があったように思います。このようなことから教育長の責任が明確にされ迅速な対応ができるようになったこと、民意を代表する町長が教育行政に民意を反映させ、町長が理想とする町作りのために教育委員会との連携を図ることができることは大変意義深く、今までとは違った取り組みもできるのではないかと期待もしているところで

す。

また、教育長の責任も重大になったことを肝に銘じ、日々研鑽に努めたいと考えています。抱負と目指すものにつきましては最初の答弁と重なる部分については割愛させていただきます。抱負になるかわかりませんが、教育長として私が現職の校長から教育長になったということを最大限に活かしていきたいと考えています。郡の校長会において学校の取り組みにつきましては、情報交換をしていましたので現場のことはわかっています。実情もわかっております。また、教職員のことにつきましても、川棚町の職員について教職員につきましてはある程度のことは把握しています。このことを川棚町の各学校の課題解決のために活かすことができればと考えています。そして、佐世保教育事務所で勤務していた経験やつながりもありますので、このことを子ども達の教育に還元することができればいいなと考えております。

川棚小学校の校長として勤めていたつながり、また幼少から川棚町に住み続けておりますので、これまで育んできた町民とのつながりも大切にしていきたいと考えております。それから川棚町の特色としまして、県立の川棚高校、川棚特別支援学校、桜ヶ丘特別支援学校の県立の学校が3校もありま

す。これは他の市町にもあまり見られない教育環境だと捉えています。この教育環境を学力向上や特別支援教育に活かすことができるよう連携を図りたいと考えています。更に、町内の各こども園とも連携を図ることによって、0歳から16歳までの子ども達の成長を一貫して見守り、育んでいけるような体制ができると素晴らしいとも考えておりますので、どんなことができるか今後模索していきたいと考えています。目指すところは全ての子ども達が夢や希望を抱いて、生きがいのある人生を送るための土台を築くことです。

施策としましては先程も答弁しました通り、第5次川棚町総合計画後期基本計画及び、川棚町教育振興基本計画に沿って進めていくこととなりますが、一番力を入れなければならないと考えていることは、不登校の児童生徒を0にすること、学力向上においては全国平均を上回らせることができるようにすることです。この2点につきましてはかなり難しいと思います。これまで川棚町が取り組んでまいりましたことを充実、発展させることによって目標に近づけるものと考えております。特にICT関係につきましては、不登校対策や学力向上につなげられるよう頑張る所存です。

次に、図書館建設についてお答えいたします。福田議員におかれましては、先日12月3日に開催されました川棚町こども読書フェスティバルに読み聞かせのボランティアとして自ら参加していただくなど、本町の読書活動の推進に寄与していただき大変感謝しています。また、私が川棚小学校の校長の時から何かとお力添えをいただきとてもありがたく思っています。おかげで学校の図書室もシステム化され、町内の図書室がオンラインでつながり子ども達の読書量が大幅に増えました。また、各学校の図書司書補助の方々や、ボランティアの方々の努力によって読書フェスティバルや図書室祭を毎年開催されるようになり、読み聞かせボランティアや各種団体との輪が広がってまいりました。その効果の1つとして今年度県の読書感想文や読書感想画コンクールにおいて川棚小学校の6年生が県で最優秀賞を受賞することができました。他にも優良賞2人、佳作4人と川棚町には他の市町と比べて小さいながらも7名の子が入選し健闘しているところです。福田議員からは5つの項目についてご質問がありましたが、まとめてお答えしていきたいと思えます。

川棚町の図書館建設については平成20年6月に町長から諮問され、設置

することになった図書館建設等検討委員会が設置されました。この委員会では公立図書館を有する他市町と比べて読書活動の推進に様々な障害があることから、また利用者、住民の学習活動を支援するなど住民サービスの向上を図る必要性からも、整備する必要性があるということで具体的な場所、施設規模や予算等建設の可能性について慎重に検討が重ねられました。結果的には図書館建設に係る基金条例の議案が議会において否決され、財源確保の道が見いだせず、平成23年7月に検討委員会から建設断念という報告がなされました。そして今後は中央公民館図書室を中心に各学校図書室や、他の公共図書館との連携を図るなどの施策を講ずることが最良であると判断するということが報告されております。

これを受け教育委員会では図書館建設は不可能との考えから第5次の川棚町総合計画後期基本計画においては図書館建設の計画については記載しておりません。先の報告書の通り、学校図書室や他の公立図書館との連携を図っていくこと、そうすることによって図書環境が充実するようにと考えておりますので、そのようなことをこれからも進めていきたいと考えております。これらのことから再度図書館建設に向けた検討を行うということについては考えておりません。公民館図書室の抱える課題については、確かに限られたスペースしかなく、手狭だとは認識しています。しかしながら所蔵図書の数、学習スペースなど、この図書室に応じた対応をしておりますので現在のところ特に課題としては感じておりません。図書館への建替えにつきましては、すでに建設断念という報告が行われておりますので、報告書を尊重しなければならないと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番 福 田 新教育委員会制度の発足にあたって、10月24日に総合教育会議というものが開かれて、先程行政報告の中で町長からも内容とその観測と言いますか、感想も入った報告がされております。また、ただいま教育長からもこれからの抱負等々、確かに期待するお答えをいただけたかなと思っております。その中で、緊急時に対応した会議を素早く開催する方向と言いますか、もう確認されているということで、そういうことが総合教育会議の中で話されておりますが、現場と言いますか、学校とかその関係者等にはどういうふうな伝達がもうされているのかお聞きします。

教 育 長 県の行政につきましては、県の校長会とか各学校への通知と

というのがまいりますので、そのことによって各学校職員には知らせてお
ります。

1 2 番 福 田 そもそも総合教育会議というのはどういうふうな時に開催さ
れるのか、予定とかそういうふうなのはお決まりでしょうか。

教 育 長 先日、総合教育会議を開催しました折に確認されたことにつ
いてお話したいと思います。町長の説明にもありましたけど、総合教育会議
は町長が招集、そして協議すべき事項としては町長の答弁で説明された通り
です。そして定例としまして年2回予定されていると思います。そしてそう
いったこと、教育施策についてのことについても議題に上げるということに
なっております。

1 2 番 福 田 町長が常々、これまで教育委員さん達で話されていた会議と
いうのは、どういうふうになっているのでしょうか。

教 育 長 教育委員会につきましても、定例の教育委員会を毎月1回開
催しているところです。そこにつきまして、より具体的に各町内の学校の状
況等について報告して委員さんからの意見等を聞いているところでございま
す。

1 2 番 福 田 町長が主催する総合教育会議が年2回ということでありませ
が、先程の教育長の答弁の中では予算とか、そういったものの面で町長が入
ることで迅速に色んな対応というか、協議が進んで行くということでした
が、2回で十分なのでしょうか。もう少し開くような要望とかはないんで
しょうか。

教 育 長 定例につきましては2回ということですので、必要に応じて
は首長の招集によって開催されることになっておりますので、必要に応じて
開催されるものと考えております。

1 2 番 福 田 就任にあたっての抱負と目指すものの中で、特に不登校を0
にすると、また学力を平均点以上に持って行くと、先程の堀田議員の質問で
も答えられておりましたことを、更に目標を挙げられて頑張っていられるん
だろうと思いますので期待しております。

では2問目に移って行きますが、過去の検討委員会で図書館建設が断念に
至ったと、その協議の結果を尊重しながら行くということではありますが、そ
もそも図書館が教育長として必要なかどうか。町民にとってですね。そう

いう認識をお持ちでしたらお聞かせ願いたいと思います。

教 育 長 図書館の機能とか、そういったことの定義から考えていかなければならないと思いますけど、今ある機能が町の適正規模とは言いませんけど、今の図書室を有効利用されていると思います。ですので、現段階で図書館について私は必要とは考えておりません。

1 2 番 福 田 今は考えておられないということですが、これは民意を代表する町長の方からあった場合には検討するということでしょうか。それとも町内の教育長としての任務を遂行されていく中でどういうふうな町作り、子ども、または生涯学習の面からも必要性を感じられたときは教育長自らそういうふうな検討を始める、そういうふうな意思まで持つことができるとお考えでしょうか。

教 育 長 図書館の機能というのが、必要な機能というのを考えていく時に、果たして図書館として大きな箱物が必要なのかどうかですね。そこは今のところ、現状のある施設だけで十分じゃないかなと考えております。これから職務を遂行していくわけですけど、その中において学校教育、社会教育生涯学習においてですね、今ある機能というのが十分機能できるんじゃないかと考えております。ですから、今後図書館建設については私の方からは提言するとか、建設をお願いするということはありません。

1 2 番 福 田 今の答弁の中でも大きな箱物というふうな表現が出てきましたが、まず図書館をお話しとか質問する時に、いつもそういうふうな箱物というふうな大きなものを想像されるんですよね。川棚町に必要なものがどういったものかという協議から入ってもらわないと、あくまでも大きいものを想像した、町民の方も大きいものはいらんよねと。そういうんじゃないかと、川棚町にはこれくらいの規模でこれくらいの予算だったらできるんじゃないとか、そういうふうなできること、そういうものを先に検討すべきじゃないかと。先に作るんだ、じゃあ箱物だというふうな発想で進めるといつまで経っても財政上できないと思います。そこら辺は町長どう思いますか。

町 長 お答えします。まず少し教育長は遠慮して答弁をしているように思いましたが、本心は教育長の立場とすれば図書館は作って欲しいなというふうな本音ではないかと思えます。ただ、川棚町の現状として図書館建

設については総合計画に記載をされておられません。したがって、まず記載されていないものについてああでもない、こうでもないというご質問をされること自体が教育長としては非常に答弁しにくいということで、ああいった答弁になったのではないかと思います。箱物というよりも、都市施設として考えた時に図書館はやっぱりあった方がいいと思います。しかし、川棚町の現在の財政状況を考えた時、そして今の公民館図書室の利用状況を考えた時に、必ずしも大きく書いております庁舎建設等々よりも先に図書館を建設するということがいかなものかこのように考えております。以上でございます。

1 2 番 福 田 図書館が整備されるまでは図書室はなんとか利用しやすいものにしていく、これは現状限られておりますのでなかなか難しいとは思いますが、できるだけ利用しやすいように、また、町民に利用していただくような計画をしていただきたいと思います。そこで、学校では読書量が増えたということではありますが、平成28年3月31日現在県内の市町立の図書館、図書室の貸出数でいきますと、川棚町が人口と言いますか、1.17と。人口割りでですね、1.17冊だと思えます。これがですね、県内で一番低いんですね。その次が対馬市で1.8、近隣の東彼杵、波佐見町では1.91、1.97というふうな状況で、やっぱりここら辺には生涯学習として図書室、子どもさんも借りますが、やっぱり利用していただけるような、配架の内容等もですね、考えたりしながらぜひそちらの方も率を上げていただきたいと思います。お願いしてよろしいでしょうか。

教 育 長 今、福田議員が指摘された数字については私も把握しておりませんが、各学校、朝読とかボランティアの読み聞かせとかシステム化によって読書量は、具体的な数字は今持っておりませんが、川棚小学校に私が在籍した時でも年間300冊とか200冊借りていく子どももおりましたので、そういった本に親しむということについては今後も、子ども達の豊かな情操ということについては、とても有意義なことだと考えておりますので今後も推進していきたいと考えています。

1 2 番 福 田 図書館についてはどうしても諦めきれないんですが、総合計画に載ってないということでもありますので、次の総合計画策定にはぜひそういうふうな計画の緒となるような提案をさせていただきたいと思えますし、

行政の皆様や教育委員会の方でも何とか財源とかを確保できるような方策を模索していただきたいと思います。そういうふうな願いをしておきたいんですが、教育長どうでしょうか。

教 育 長 私の立場からはお願いはできるということがありますが、やっぱり川棚町における財政面というのが最優先になると思います。今ある施設、小さいからこそ今盛り上がっているんだと思います、私は。県立図書館からも1500冊常時借り出ししたり、オンラインでも借りることもすぐできるんですね。町内の図書室もオンラインでつながっておりますので、そういった整備ができておりますし、この前の読書フェスティバルみたいなことで県の生涯学習課との共催ということで盛り上げていくこともできると考えておりますので、今のところはそういった図書館、今ある図書室を有効利用して本を推進していくという私の考えには変わりありません。

1 2 番 福 田 終わります。

(12:09)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:09)

(…休 憩…)

(13:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 議席番号7番、堀池浩です。通告に沿って2点について質問させていただきます。

まず最初に、11月11日、22日の報道では公立小中学校のトイレに関する全国実態調査が行われ、洋式便器の割合は43.3%に留まっている。家庭では洋式が主流であるが改修が進んでいない。学校予算の中で耐震化を優先しているため、本県の洋式整備率は全国で低い方から3番目の30.3%との報道がなされていた。そこで、以下のことを尋ねます。

1つ、本町の3小学校、及び中学校の各々の洋式化率は何%になっているのか。

2つ、本町の洋式化率向上の計画はどのようなになっているのか。

次に、本年7月の参議院選は満20歳以上から満18歳以上へ、70年ぶりの投票年齢の引き下げが適用された初めての国政選挙でありました。いわゆる、18歳選挙権であり、その中で主権者教育のあり方が議論されてきました。本町では主権者教育ではないが、社会勉強の一環として川棚小学校6年生によるこども議会が開催されています。2月18日のこども議会を傍聴しましたが、質問の内容、また、事前学習など中身の濃いものでした。そこで以下のことを尋ねます。

1つ、こども議会を川棚小学校のみとせず、石木小学校、小串小学校の児童にも体験、学習できるように推進できないか。

2つ、18歳により近い川棚中学校の教育の一環として中学生議会の実施ができないかお尋ねします。以上、壇上での質問とします。

教 育 長 堀池議員の質問にお答えいたします。各家庭のトイレにおきましてはほとんどが洋式化され、ウォシュレットがついているトイレも珍しくありません。そういった状況で、小学校に入学してきた子どもの中には和式のトイレで用が足せない子どもも出てきました。小学校とこども園の話し合いや、新入学保護者説明会などにおいてそういったことも話題にし、和式トイレのトレーニングもお願いしてきているところであります。本町の3小学校、中学校のトイレの洋式化率は川棚小学校が23.2%、石木小学校が29.2%、小串小学校が16.2%となっております。小学校の平均としましては22.8%となっております。川棚中学校におきましては77.3%となっております。

本町の洋式化率向上の計画はどのようになっているかということですが、このことにつきましては校舎内のトイレ洋式化が進んでいる川棚中学校を除く3小学校について事業実施に向け実施設計もでき、町の事務事業評価を受け、事業実施に向け準備をしているところです。しかし、予定している補助事業、学校施設環境改善交付金事業が現在耐震、改修工事に優先的にまわっていることから、補助の採択にトイレの改修工事が乗れないでいます。このことから事業実施についてはなかなか予定が付かない状況にあります。耐震改修工事が進み、トイレの方に補助金の交付金事業が回ってくるようになりましたら順次事業を行っていく予定にしております。

続いて、主権者教育の充実についてお答えいたします。こども議会は昨年

と一昨年川棚小学校の6年生で行われたと聞いております。また、昨年度は小串小学校におきましても各課の課長に出向いてもらい、同様な取り組みを行ったと聞いています。子ども達のプレゼンテーションが素晴らしく、また、質問を受けた町長や課長の答弁により学習が深まり、子ども達もとても満足していたそうです。こうした取り組みは堀池議員のご質問の通り、主権者教育につながり、とても有意義な取り組みであると私も考えております。しかし、この取り組みは小学校の社会科と総合的な学習の時間の一環として実施された経緯があります。総合的な学習で勉強しプレゼンテーションを町への提言ということで、議会の形式を取ったものと聞いておりますので、川棚小学校独自の授業というのではなくて、あくまでも授業の一環だったと私としては捉えている次第です。各学校にはそれぞれカリキュラムがあり、その中で総合的な学習の時間と授業の枠の中で実施しているものであるため、これを各小学校に教育委員会が積極的に推進するよう働きかけることは今のところ難しいのかなと思っております。また、中学校では主権者教育は生徒会への委員の選出について選挙での選出をしております。そして、生徒会への総会や委員会の活動を行っています。そういった活動を通し、主権者教育は自然と身に付き、十分勉強ができていないものではないかと考えております。このことから中学生議会として新たな取り組みを、教育委員会主導で推進することも小学校と同様考えておりません。しかしながら、この取り組みは有意義な取り組みでありますので、来年度の年間計画やカリキュラム編成に入れることができないか、各学校に投げかけたいとは考えております。以上で私の答弁を終わります。

7 番 堀 池 トイレの洋式化の件なんですけども、今お伺いしましたらば、川棚中学校は77.3%でかなり進んでいると。ただ、各小学校がまだ低いかなと思われま。全ての便器を洋式化、これはできないと思います。やはり人が座ったところには座りたくないという子どももいますので、全ては無理だと思うんですけども、特に小串小学校が16.2%ということだからかなり低いなと。今なっているのが37つの内6つが洋式化されていると。あと22基も洋式化もまだされていないということになりますので、こういうところをもう少し具体的に計画を立てていくと、何年計画とか、そういうところはないんでしょうか。

教 育 長 トイレ改修については私が川棚小学校にいる時から計画がま
いっております。そして、設計もすでに終わっている段階です。ですから設
計も計画も一応終わっている段階ですので、先程答弁でも言いましたように
補助金の事業がトイレの改修にも回ってくるようになったら順次工事の方が
できると思います。今のところ補助金の方が、耐震化の方がいつ終わるかわ
かっておりませんので具体的な目途というのが立っていない状況です。

7 番 堀 池 報道の方でも耐震化の方に力が入っているからということ
があったんですけども、本町の各学校の耐震化率というのはどこまで進んで
いるんでしょうか。

教 育 長 耐震化率、耐震工事については全ての学校で終わっていま
す。

7 番 堀 池 耐震化はもう終わりましたと。ということは、今後耐震化に
関してはすることはない。あとは洋式化の方に毎年、例えば3年計画とかそ
ういう形で進んで行かれるということによろしいですか。

教 育 長 今使える補助金については使っている状況なんですけど、そ
のトイレ改修についての補助金というのがまだありませんので、使える状況
にないんですね。今、具体的にこれを、このお金をトイレの改修に使えます
というお金そのものがまだ国の方から、県の方からどこの補助事業の方から
もありませんので、町としてはまだ補助金が見える状況にないので、使える
状況になったら計画を立てられると考えております。

7 番 堀 池 11月11日の報道では、文科省は自治体が公立小中学校の
トイレを改修する場合、費用の3分の1を補助しており、校舎改修に合わせて
トイレ環境の改善を行って欲しいとしている。また一方、22日の新聞で
は1つのトイレを和式から洋式に改修するには費用が30万前後掛かるとみ
られると。学校予算に限りがあり、国の補助制度も必ず受けられるわけでは
ない。この文章からすると、国の補助があると見えるんですけども、その点
はいかがなんでしょうか。

教 育 長 トイレについての補助金はあるのかということなんですけども、
まだその採択ができていないということを知っております。

教 育 次 長 先程、教育長が言いましたように、この補助金はあります3
分の1の補助。現在というか、その内容についてはトイレの改修にも使える

ようになっていますが、ただ、先程から言ってますように今補助金がほとんど耐震化の方に回って行ってますんで、それからまず順番に、全国的なことですのでそれからまず優先的にそちらの方に補助として回って行って、その後でこういった改修に回っていくということになりますので、今のところ事業を計画を出してもなかなか採択ができないということです。以上です。

7 番 堀 池 わかりました。まず、耐震化の方から国としてはそっち優先ですよということになっているから、本町としてはそっちは終わりましたと。さあ今度はトイレの改修でとした時には、なかなかそれがもらえないということですかね。

教 育 次 長 その通りでございます。以上です。

7 番 堀 池 なかなか採択の難しさもあるかと思うんですけども、記事の中でもあるようにこの熊本震災で学校に避難した高齢者から不便との不満が出たり、また、洋式トイレに長蛇の列ができたケースもあるというこういう緊急性もあります。やはり1基でも多く毎年増やしていけるようにご努力をお願いしたいと思います。

次に移ります。こども議会の関係ですけども、先程教育長のお話があったように、川棚小学校では2年行われていると。昨年、小串小学校で行われたと。各学校それぞれのカリキュラムがあるかもしれませんが、非常に社会勉強としてはその各小学校の校区内での問題点とか、そういうところを考えさせられる非常にいい学習ではないかと思います。できればこれを石木小学校の方もなんとか取り組んで行けるように推進していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

教 育 長 まず6年生の社会科において、政治についての学習を6年生は行っております。ただ、それについては政治の仕組みについて勉強するものであります。それを進化させていくという時間が得られるのが総合的な学習なんですけど、総合的な学習につきましてはそれぞれの学年にテーマが決まっております。これは各学校で設定しているんですけど、ある学校につきましては福祉について勉強しよう、食育について勉強しようとか、国際交流をしようとかそういったことで各学校でカリキュラムっていうのが決まっているんですね。ですから、有意義なことだけどそのカリキュラムを、他に計画立ててしているのを、そこを割り込ませるっていう、無理に教育委員会か

らこれを入れてくれというのは今のところ難しいかなと思っております。もし時間に、そういったカリキュラムの総合的な学習の時間に取り組む内容に時間があつたら、そういったことでしてくれないかということで働きかけることはできると考えております。

7 番 堀 池 もう1点、川棚中学校での中学生議会ということなんですけども、先程、教育長は生徒会の委員の選挙、また生徒会の総会と行っていると、それが1つの勉強の場になるとお話があったんですけど、ここでは私だけかもしれませんが、私が中学生の時に生徒会の委員の選挙とか、生徒会の総会、本当に正直わけもわからずやっていたな。それもやはり順序立てをしてこういう中学生議会というのを実施する。各クラスから代表を選んで進めていくという方向の方がより身近な、より主権者教育として身近なものになるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

教 育 長 主権者教育ということだけを取り上げてするのであれば、やっぱりそういったことが有効だとは私も思います。ただ、先程も言いましたように中学校においてもそういった活動については限られた枠というのが、時間というのがありますので、有効だからと言って各学校の計画、特別活動の中の生徒会活動における時間をこっちに回せと言うのも、無理があるかなと今のところ考えております。

7 番 堀 池 限られた枠があるからなかなか難しいということだと思っておりますけども、例えば大村市は3中学校の代表が中学生議会というのをやっております。先般、11月26日の新聞報道なんですけど、これは規模が違ふといっても、水戸市で中学校議会、これは中学校の体育館を利用してこちらから答弁者が行って行うということで、特にその教育委員会の総合教育研究所では、机上ではなくて実践的に学習して主権者意識を育むためにも市内の全中学校に取り組みを広げていきたいというそういう言葉が載っております。やはり、時間が限られている、厳しいというのはあるかもしれませんが、この中学生議会を開くべく計画、またその中に少しずつでも入れていくということのお考えはないのでしょうか。

教 育 長 答弁の中でもお答えしましたが、各学校にそういったことが入れられないかということで、検討してもらおうということは教育委員会から話是可以としたいと思います。学校においては先程も言いましたように段階的な

子ども達の成長に合わせたカリキュラムというのを作っております。ですからその中でもう1度再検討してもらって、そういった主権者教育が入れられるようであればお願いはしていきたいと考えているところです。

7 番 堀 池 やはり、18歳選挙権というふうになっています。高校とかにはうちの方から話ができないと思いますので、やはり一番近い中学校、または小学校でもそれに至る段階の教育とか、そういうものの提言をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

(1 3 : 3 3)

議 長 次に、山口隆議員。

1 番 山 口 議席番号1番、山口隆でございます。非行防止及びいじめ、不登校の対応について教育長に通告文に従ってお尋ねをいたします。文部科学省の問題行動調査によると、全国の国公私立の小中高、特別支援学校が把握した2015年度のいじめは過去最多になっております。また、不登校についても年度間に30日以上欠席した不登校の小学生は過去最多を更新し、中学校でも増加をしております。暴力行為についても小学校では1.5倍に急増していると報告をされております。本件でも暴力行為については過去最多の報告がなされているところでございます。いじめについては横浜原発避難いじめ、報道されている通り非常に大きな問題を提起をしており、また、本県における中学生の自殺の問題など深刻な事態になるケースも報告されており、いずれも学校、教育委員会の対応が後手後手に回ったことが大きな要因の1つとされております。このいじめについては、現在2011年にいじめがなかったとして適切な対応をしなかったことが原因として起きた、大津市の中2いじめ自殺が契機となり、2013年6月に議員立法によるいじめ防止対策推進法が制定され、その中でいじめの定義や学校の設置者及び学校が講ずべき基本的政策が明確にされ、現在いじめに対する捉え方というのが非常に変わっているところでございます。現在本町ではいじめ、非行とも深刻な事例は報告されておられません。しかし、いじめはどこでも、いつでも起こる可能性があり、人権侵害はもとより人間としての尊厳を否定されることになる、そういうケースでございます。また、不登校については色々な要因から楽しいはずの学校生活が学校に行きたくても行けない状態になり、児童生徒はもとより家庭にとっても大変な不幸な事例が報告をされているところ

でございます。いじめ、不登校への対応及び非行防止について、以下の4点について尋ねます。

①本町における非行、いじめ、不登校の実態。

2点目、非行防止の取り組み。

3点目、いじめの防止対策。

4点目、不登校の解消に向けての取り組み。以上でございます。

教 育 長 ただいまの山口議員のご質問にお答えしたいと思います。横浜原発避難いじめ、そして新潟市においても福島からの転校生が4年生児童に名前に菌をつけられて呼ばれ、担任の教師までもが同じように菌をつけて呼名したというニュースには私自身も憤りを感じるとともに、同じ教職に就いていたものとしまして情けなく感じているところです。川棚町の各学校において、このようないじめが絶対に起きないように取り組まなければならないと思っているところです。

さて、本町の非行、いじめ、不登校の状況についてですが、今年度に入ってから万引き、夜間徘徊、暴力行為などの非行についての認知報告というのは入っておりません。いじめについては平成27年度児童生徒の問題行動調査によりますと、小学校で5件、中学校で17件の報告があがっています。今年度はまだ調査は行われていませんが、現在校長が把握しているいじめは小学校で16件、中学校で3件あがっています。内容は1件が仲間外しで、他はひやかし、からかいなどです。全ての事案は解決済みということで報告を受けております。不登校につきましては、30日以上欠席した児童生徒は昨年度小学校で6人、内不登校と認められるものが3人。中学校は30日以上欠席した者が13人で、不登校と認められる生徒も13人でした。今年度は年度途中で比較は難しいのですが、月に7日以上休んでいる児童生徒を報告するようになっておりますけど、現在のところ小学校で9人、中学校で9人報告が上がってきております。中学校の9人の内4人については欠席と報告があがっておりますけど、その内の4人につきましては保健室や学習室、町の図書室、「ぐーぐる」などに登校しているということを報告を受けております。

非行防止の取り組みについてお答えしたいと思います。日々の学校生活の中で規律面の指導を中心として非行防止に各学校取り組んでおります。年度

当初に日常生活の心得、生徒指導の心得を児童生徒に配付した指導を行っております。更に、長期休業目前には重点的に生徒指導を行い、非行が起きないように取り組んでいるところです。また、日常的には非行防止には心の教育の充実が必要なことから、あいさつ運動、朝の掃除の時間、こういったことを行い豊かな心の醸成を図っています。そして中学校では週末アンケートを実施し、子どもの実態把握に努めているほか、情報モラルの講習会を年に1回開催し、非行につながる可能性の高いSNSなどの危険性を生徒だけではなく保護者も対象に周知しています。

いじめの対応としまして、早期の発見、対処が重要になることから、小学校では日頃の児童観察及び個人面談を行うとともに、定期的に職員間で情報交換を行っています。また、児童が教員に相談したいことがある時に相談できるよう、各学校には相談箱を設置しております。そこに出された相談から情報を得るようにしています。そして、年2回の生活アンケートや、地域、保護者へのアンケート、学校評価を実施し、情報把握に努めているところです。更に教職員の取り組みとしまして定期的な情報交換を行い、緊急の場合は臨時の連絡会等を開き協議し、いじめを絶対に許さないという全職員の共通理解を図り、児童への対応が職員で違わないように共通実践することに努めたり、児童の観察や校内巡視を行ったりしております。中学校では毎週行う週末アンケートの記述内容から実態把握を行っています。また、保護者からも情報が入るよう日頃から電話相談に応じるなど、家庭との連携強化に努めています。そして、教職員が生徒と向き合う時間を多く確保できるよう会議の回数を減らすなど、担任及び教科担任が生徒と関われるようにして、生徒理解の時間を増やしている努力をしているところです。更に、小学校中学校とも道徳の授業や学級活動の充実を図り、生命尊重の思いやりの心を育てることに力を入れています。6月、7月に各学校で設定し、実施している長崎っ子の心を見つめる教育週間では、全職員が道徳の授業を公開したり、命を大切にすることにつながる取り組みを行ったりしています。また、12月の人権週間の取り組みでは人権標語や人権宣言を作ったり、差別やいじめのない学校を目指すよう取り組みを行っております。各学校において人権集会を開いたり、学級や全校児童が仲良くなるためのレクレーション等を行って、楽しく学校生活を送れるような取り組みをしているところです。保

護者への啓発につきましては、子どものサイン発見チェックリストを各家庭に配布し、気になる項目があったら学校へ相談し、早期に対応できる体制を整えています。そしていじめにつながる兆候が見られましたら家庭訪問をしたり、授業参観日の学級懇談会後に個別に話ができる時間を設けるなど、いじめの根絶に向けた取り組みを行っています。学校だより、学級だよりなどにおいても情報共有と啓発活動を行っているところです。

不登校解消へ向けての対応では、基本的にはいじめ防止の取り組みと同じようなことをしておりますが、まずは不登校の児童生徒が出ないよう、朝児童生徒が登校していないで欠席の連絡がない場合は必ず家庭へ電話連絡を行っています。病気の連絡が入っていても3日間欠席が続くようでしたら更に電話連絡し、保護者に様子を聞き、いつから登校できるかを聞き、登校を渋っていないか確認をするようにしています。そして、休みが長くならないように担任が朝から迎えに行っているケースもあり、不登校防止に努めているところです。中学校では定期的に学校から保護者へ連絡を行ったり、家庭訪問や面談を実施しております。また、校務分掌の組織の改編を行い、不登校、別室担当職員を配置しています。そして、こころの相談員を配置し、生徒の悩みを聞くなど生徒の精神的なケアを実施しています。その他外部人材の活用ということで、より専門的なスキル、ノウハウを持つスクールカウンセラーやスーパーバイザーの直接面談、県教育センターから講師を派遣してもらい、教職員に研修の機会を設けるなど問題解決に向けた方法を模索し実践しております。また、昨年度から県教育委員会の取り組みとして、支援を要する子どもの背景にある学校生活以外に起因する家庭環境が不登校の原因の場合、スクールソーシャルワーカーを派遣する制度ができました。直接不登校児童生徒やその保護者に会い、不登校の原因になっている事象が少しでも軽減できるように取り組んでいただいております。そして、教職員や福祉などの関係部局と協働した体制を築き、情報の共有を密にし連携を強化することによって、不登校児童生徒が登校できるように取り組んでいるところです。川棚町におきましては、やっぱりかなりの児童生徒が学校に登校できていないということもありますので、このことにつきまして今後私を含め、教育委員会、そして学校関係者と力を合わせて何とか解消できるようにしていきたいと考えております。以上で私の答弁を終わります。

1 番 山 口 ただいま教育長の方から本町のいわゆる非行、いじめ、不登校について報告があったところでございますが、幸いにして非行についてはいわゆる万引き、夜間徘徊等ですね、こういったことの事例が報告されていないということで非常に素晴らしいことであろうとそういうふうに考えられますが、いじめ、それから不登校についてはですね、これはそこその人数じゃないかというふうに捉えてますが、この数字についてどのような捉え方をしているのかですね、この程度の数字はやむを得ないのか、それとも多すぎるのかと、そういうふうな多いと捉える危機感をもってですね対処しているのかどうかそういった考えをお尋ねしたい。

教 育 長 いじめ、不登校の数字につきましては、やっぱり限りなく0にすることが求められております。ただ、簡単には一概には言えませんけど、いじめの定義については変更して教員も今学習中です。いじめの報告、件数につきましては、今はまだ数字的には揺れていると思います。今のいじめの報告、件数では1回でも子どもが嫌な思いをした時には、いじめと認識していいというようなことになっておりますので、もう莫大な数字が上がってくるようになっておりますので、そこをある教員によってはまだ報告していなかったりというようなこともありますので、そういったことを徹底させて数字がしっかり確定するようにしなくてはいけないと思いますけど、これが多いのか少ないかということに関係してきますと、全国の発生件数と割合と比較すると若干下回っております。不登校も。ですから、下回っているからといって決して深刻ではないということでは捉えておりません。以上です。

1 番 山 口 若干順を追って質問いたしますが、非行防止の取り組みというのは、非行というのが起こっていないということでございますが、これもちょっとしたはずみですぐ起こる可能性があるかと。そういうことでこの非行については規範意識の欠如ですか、これが一番大きな要因だろうと。色んな要因があると思いますが、そういうふうに考えられます。そういう中でですね、規範意識というのは学校だけではできるものではないわけですが、指導というのは。当然家庭、地域の協力が不可欠になって初めて規範意識というのが子どもについてくるのかなと。そういったことを考えればですね、家庭とか地域との連携、これをどのように現在行っているのか尋ねます。

教 育 長 川棚町の地域との連携とか、家庭への働きかけにつきまして

は、まだ就任したばかりなんですけど、今現在そういったことが起きないようにですね、地域の方では朝の登校について見守り、一緒に引率して下さるとか、そういったボランティアの輪がどんどん広がっていると思っております。私も川棚小学校校長の時にはそういった制度がありませんでしたので、何とかそういった子どもを見守る体制ができないかということで各総代さんのお家にお伺いして、そういったボランティアをしてくださる方を1人でも2人でもお願いいたしますということでお願いしていったところです。今現在出てから2年半経ちましたけど、そういったボランティアの輪が広がって子ども達を見守る数というのは増えてきていると思います。それから、保護者に色んなことを危機意識を持ってもらおうということで、特に情報関係ですね、スマホとか携帯あたりの研修会につきましては、各学校講演会とかそういったことを行いながら啓発を行っております。とはいえ、各家庭での取り組みというのはまだ一貫性がありません。約束というのなかなかできていない状況ですので、今後教育委員会としましては社会教育委員の方とも働きかけながらですね、例えばスマホのこととか、いじめとかそういったことも含めて、家庭の基本的な生活習慣とかそういったことも含めてですね約束事を決めて、子ども達が少しでも基本的な生活習慣が身につくようにしていかなきゃいけないなと思っております。まずはしっかりと食べて寝るとというのが非行防止とかそういったことに一番つながっていく、子どものそういった将来に渡ってのつながっていくと考えておりますので、そういったことを働きかけていかななくてはいけないと思っております。

1 番 山 口 非行防止の一環としてですね、町内で各種イベントが実施されます。夏祭りとか色んな行事がですね。そういった際に見張って回るというのは語弊がありますが、例えばそういう折にですね、先生方による巡回指導とか、先生方と、もしくは各種団体、いわゆるPTAであるとか警察であるとか少年補導員とか、それ以外にも諸々の各種団体があるわけですね、子ども見守り隊含めてですね。そういう方達と連携してですね、いわゆる巡回をして回るとかそういうことは実施されているのかどうか。

教 育 長 夏祭りの際には各町内のPTAから会長とか生活指導担当、そして職員においても人数を出して巡回するような体制はできております。

パトロールも実施されております。

1 番 山 口 なぜこれを聞くかといいますとですね、現在小中合わせて何名の先生方が勤務されているか、実数的には私は把握しておりませんが、おそらく川棚在住者よりも町外からの通勤者が多いのかなという判断をいたします。そうすれば、土曜、日曜日というのは川棚に住んでおられないわけです、そういう方は。ということはなかなかですね、いわゆる学校の5日間は先生方と接触をするから子どもの様子がわかる。ところが、土日は先生方が住まれている。そうすれば子ども達の普段の行動であるとか、それから普段どういう所で動いて回っているか、そういう様子がなかなか見えないものですから、そういった点で先生方にですね極力、例えば町のイベントとかそういう時にですね、先生方も家庭があるから大変だという思いは致しますが、やはり学校としての務めを考えればですね、やっぱりそういった部分での町内のイベントに参加していただくとか、先程のいわゆるイベント時の巡回とか、そういった程度はどの程度お願いされながらですね、どの程度の先生方が参加されているのか。もしわかっていればお答えをお願いしたい。

教 育 長 土日開催における、例えば町の行事、PTAの行事などがありますけど、私が管理職になる前においてはかなりそれに対して否定的な考えを持った職員がいました。なぜ私達が出なくてはいけないのですかというふうなですね。また、夜に時間外である会議にも参加するのを嫌がる職員も多かったと思います。ただ、今学校については地域の方々からたくさん学校に見守って、協力してくれております。そして学校は、学校の職員だけでは子どもを育てられないんだよということをずっと私も話をしてきました。一概にどこの学校がどれぐらいということは言えませんが、先日川棚小学校では餅つき大会があつておりました。校長に聞きますと、ほぼ100%の職員がそういった餅つき大会には参加してくれているというのを聞いております。また、餅つき大会につきましては保護者の参加もたくさんあるというふうなこともありますので、今学校の職員に対しての働きかけによって徐々に参加率が向上してきていると思います。そして他郡市から、長崎とか島原から来る職員もいますけど、その職員は実際に聞いてきます、私達に。土日開催するのに私達出席しなくちゃいけませんかということで、そういったことにはもう無理は言われませんが、やっぱり参加したらそういったつながりが

できるよ、やっぱり地域の人達は教員を見ているよということを話して、かなり協力を得られているという実感としてのあれはあります。以上です。

1 番 山 口 いじめ関係で若干お尋ねいたしますが、先程冒頭で申し上げましたが、2013年6月に大津市のいわゆる中2自殺事件を契機として議員立法でいじめ防止対策推進法、これが制定されております。9月が施行だったと記憶しておりますが、これによっていわゆる学校の設置者及び学校の講ずべき基本的施策が掲げられております。この点についてはどのような取り組みがなされているのか。いわゆるいじめ防止対策推進法によってですね、いじめに対する定義、それから捉え方が大きく変わっていると思います。だから、当然それを踏まえながらですね、いわゆる先程の教育長の答弁の中でいじめの数その他が調査しても揺れていると言われました。それで間違いなく揺れている中でここでものすごく増えているんです、全国的に。2015年の統計でいけば、小中高合わせて21万件くらいのいじめが報告されているわけですので、川棚町としてこのですね、いわゆる設置者及び学校が講ずべき対策について明記されてございます。これについてどういうふうな対策がとられているのか、可能な範囲でお答えをお願いします。

教 育 長 法の改正によってそういったこと、いじめに対する対策を取らなくちゃいけないということで、町としましてもいじめ防止のそういった冊子を作っていじめの起きた場合の対応について、そしていじめの定義についてとかですね、そういったいじめを発生させないためにどうしていくということを、こういった川棚町いじめ防止基本方針というものを作って、これを基に各学校でまた、これは厚いんで、やっぱりこれを全部見て全部頭に入れて対応するというのは難しいので、これをまた噛み砕いたものを各学校でわかりやすくいじめ防止に取り組むためにどうするかということで、各学校でまたいじめ防止の基本方針というものを作るようにしておりますので、各学校にいじめ防止基本方針というものは作られているものと思っております。私が川棚小学校にいた時にはこれを作ってから転勤しましたのであると思っております。

1 番 山 口 それに関連するわけですが、先程教育長の方もいわゆる新潟県原発避難者の、先生方から対するいじめと認定されるような報道がなされておりますけども、一般的に今までいじめというのは生徒間、児童間同士

で起こるといのがだいたい通例でございます。新潟県の場合には非常に担任教師のいわゆる発言、これがいじめというような報告され非常に残念な気が私もいたしております。当然、やっぱりいじめを防止するためには教師のいじめに対する認識がまず重要であろうと。そういったことを考えればですね、今川棚町の基本方針がいじめの分が冊子があると、そういったことに対する理解度と、理解度を深めるためどういうふうな研修をされているのか。また、もしくはいじめに対する先生方の認識を深めるための研修制度ですか、こういったことをどのようにされているのかお聞きしたい。

教 育 長 県においてはですね、生徒指導担当者とか学校から必ず1名出しなさいということで、県の研修会を開いております。その研修会に参加した教員によってまた各学校にいじめに対応するような研修を各学校で行っております。各学校においては週1回必ず情報交換会というのをしております。気になる児童、それから欠席が多い児童とか、また特別にこの子に対してはこんな接し方をしなくてはいけないというようなことを具体的に挙げて、各先生方が、学級担任以外でもその子に、気になる子供の情報を、今ネットワークがありますので、顔写真がネットワークで、それで職員の机にありますので、具体的に顔を見ながら覚えて対応するようなこともしておりますので、以前に比べてきめの細やかな対応については今川棚町はできていると思っております。

1 番 山 口 このいじめ防止対策推進法の中では、従来なかったいじめの定義の中に、明らかにインターネットによるものも含むとはっきり明確に記載されてあるわけです。そうすれば、教育長も先程色々な答弁の中で、インターネットの中でSNSとかそういったものの書き込み、そういったことによるいじめを防止するために情報モラル等のいわゆる指導が行いながら取り組んでいるという答弁がございましたが、それが逆に携帯電話とかスマートフォンですね、こういった部分の持ち込みとか携帯については何か基準があってですね、お互い学校の持ち込み、それから普段携帯して回ること、そういったことについての何か取り組みみたいなのはあるのかどうか。

教 育 長 取り組みについてはですね、具体的に言うと明日川棚中学校人権集会があって、人権講演会を明日開催されます。公会堂に中央からそういったネットいじめとか、そういったことの専門の講師の方を招いて子ども

達にネットいじめの怖さとか、そういったことを話をしてもらうようにしております。そういったのには保護者の方も参加するというのを聞いておりますので、ネットいじめの怖さということにつきましては研修というのが徐々に進んでいると思います。また、各学校においてはPTAの研修会などにおいても、各携帯電話の方から派遣するという制度も出ておりますし、県の方でそういったネットの怖さを、そういった研修会を開催する養成された人がいますので、そういった方を招いての研修会というのを開いているところです。ただ、研修会だけじゃなくて、ああですよこうですよじゃなくて、やっぱり具体的な実行性のあることを、これからはしていかななくてはいけないと思うんですね。友達というのがやっぱり一番怖いんですね。今、何分ルールという、例えばメールをして、メールを何分以内に返さないと仲間外れになるから風呂にまで持ち込むという子ども達もいる。そして、親から注意されるので布団の中に潜り込んで、そういったメールなどをして目を悪くするとか、翌日に起きられないというような状況も実態も聞いております。そういったことが起きないように、やっぱりお互いの、双方にルールを作って、例えば波佐見町で私が担当でしたんですけどチラシを配って、9時以降はそういったのをさせない、持たせないというようなことを各町内全てに配布して、こういった波佐見町ではそういった9時以降はしないようになってますからということで、取り組みを強化したようなことも行ってきました。ですので川棚町でも一方的に上からするんじゃないくて、子ども達にそういったことを実際に考えさせながらこういったルールが必要なのかということをして、ネットトラブルというのがないようにしていかなければいけないと思います。基本的には学校に携帯電話を持ち込むというのは禁止になっておりますので、持ち込んでいる者はいないと思います。ただ、川棚小学校にいた時にはどうしても子どもが集団登校とか下校において、家が遠いんだけど最後は1人になってしまう。そういった時に何かあった時のために電話を持たせてくださいという申し込みがあった家庭につきましては、学校に登校した際に担任に預かってもらって、下校時にまた戻して使ってもいいよということであるようなこともしておりますので、今でも各学校そういうふうなことはしているんじゃないかなと思っています。以上です。

1 番 山 口 今の、今までの答弁の中でございましたが、現在は明後日ま

ですが人権週間だと記憶しております。そしてこのいじめ防止対策推進法の中にも明白に書いてあるわけですね、いわゆる道徳教育等の充実と、いわゆる防止をするためにですね。そうすれば道徳教育であるとか、それから人権教育については川棚中学校で明日人権教育が行われるということなんですが、そういった道徳教育とか人権教育、こういったものが年に1回だけなのか。そして、川中だけでしか人権教育が行われていないのか。それとも小中学校等でもこの人権週間、確か本日が世界人権デーじゃないかな、10日ですかね、そのはずなんですよね。そういうふうな日に合わせてですね、特にこういったいじめその他について教育をする考えはないのか。教室が中学校だけなのか。小中学校ではもうやらずに、標語その他で終わるのか。その点をお尋ねしたい。

教 育 長 中学校だけの取り組みということではありません。やっぱり各学校で取り組んでおります。例えば人権の花運動であったり、花を育てることによって子ども達の情操を育ててですね、あと命を大切にすることなども行っておりますので、そういった地道な環境の方からのアプローチとか、6月の駿ちゃん事件とか大久保事件にちなんだやっぱり命を見つめる強調月間とかいうのもありますので、そういった時の取り組み、命を大切にすること、その時に動物と触れ合うようなこととか、獣医さんを招いての命の教育をしたり、産婦人科の先生に来ていただいて命の大切さということをしたり、道徳の授業においてはお母さんから自分が生まれた時の様子とか、お母さんの気持ち、家族の様子というのを手紙に書いてもらって、その手紙を読んで命の大切さを学ぶというようなこともしております。ですから、学校教育全てかやっぱりそういったいじめ防止とか命を大切にすることにつながっていると私は考えております。

1 番 山 口 時間が押してますので少し急ぎますが、不登校についてお尋ねしたいんですが、不登校、中学はかなりの数があがってます。不登校、何かかわいそうな気もするんですが、この不登校の要因というのは色んなのがあると思うんですが、不登校の主な要因と、それからこの不登校がですね、いじめに起因するような不登校は起こっていないのかお聞きします。

教 育 長 今、中学校の様子を聞いておりますと、からかいによることから学校に行けなくなったっていう報告を受けているのが1人います。更に

経済的な理由、そういったことによって体臭がすると。部活の時にボールを回してもらえなかったり、陰で臭いとか言われたりして、それから不登校になっているというケースも聞いております。ですから、やっぱりいじめ、言っている本人としてはいじめとっていないかもしれませんが、やっぱりちょっとしたことが相手の気持ちを傷つけるということで不登校につながっているケースというのがありますので、そういったことを解消できるように、スクールソーシャルワーカーの方が一所懸命その子の家に通われたり、学級担任が連絡を取ったり、勉強が遅れないようにその子のところに問題集を届けたりとかですね、そういった取り組みもしているところなんですけど、やっぱりなかなか解消に至っていないというのが現状です。

1 番 山 口 不登校の生徒も、先程のいわゆる現状の中で中学校の場合に保健室で過ごしたりとか、それから町の図書館で過ごしたりとそういう子どももいますよというふうな報告をされたわけですが、保健室の場合は学校には行けてるわけですから、いくらか言葉は悪いんですけども何か手立てはあるのかなど。そういった場合に保健室にですね、行ってる子の学習指導その他というのはですね、どういうふうな対応をされているのか。それから、町の図書室に行ってますよという子、じゃあ図書室でほったらかしなのか、それとも何か町の教育委員会の方に26年度から正規に指導主事が配置されております。そういった方々の巡回指導をしていただいているとか、もしくは中学校からそういう場所に行っ様子を見られているのか、そういうケースはないのかお尋ねしたい。

教 育 長 答弁の中でも話しましたが、中学校においては校務分掌の中にそういった相談員とか、個別に対応できるような職員を配置しています。そして、中学校においては教科担任制でありますので、空いてる時間の職員が、授業のない職員がそういった保健室登校とかいう子ども達に対応して勉強を見ているということは聞いております。町の図書室に来ている子につきましては、1時間いたりいなかったりというようなことがありますので、図書司書補助さんの方に一応そこはお願いして様子を見て、登校の様子を学校に知らせるというようなことで今しているところです。具体的にその子に対して勉強を見てあげるとかいうようなことは今はできていない状況です。今後そういったこともですね視野に入れながら何か対策できないか考え

ていきたいと思っております。

1 番 山 口 これが今朝の新聞で申し訳ないんですが、読まれているんじゃないかと思うんですけども、今言われたですね、図書室に行ってる子、いわゆるこれが今朝の長崎新聞見られたかと思いますが、不登校の子どもを国が支援ということで、教育機会確保法が成立をいたしております、今国会です。これはいわゆる国や自治体に児童生徒の状況の継続と把握のほか、学校や支援施設の環境整備を求めたと書いてあるんです。これは昨日決まったばかりで具体的に私も把握しておりませんが、この新聞記事をこれだけ読めばですね、やはり図書室その他行った子をですね、国、自治体で支えなさいという法律だろうとそういうふうに読めるわけです。ということになれば今ですね、図書館に行ってる子、図書室から今日来てるかどうかの報告だけでなくですね、やはり教育委員会等が中心となってこの子達の居場所を作っていくべきだろうと思うんですが、その点はどうお考えですか。

教 育 長 そういった子ども達の居場所、そして学力保障というのはやっぱり最重要課題かなと思っております。図書室に来ている子に限らず学力保障ということにつきましては、今川棚町取り組んでおりますタブレットにそれぞれeラーニングと言って色んな問題集が入っておりますので、そのタブレットを有効活用して、学力に活かすことはできないかなということも考えております。このタブレットというのは特別支援の、個別の対応が必要な子ども、授業中立つて回って集中できない子というような子にも貸し与えて子ども達にさせたら、普通5分も持たないような子どもが、2時間も3時間も一所懸命学習に取り組むという報告も受けておりますので、まずはそういうことができるところ、今ある教育環境を有効活用していきたいと思っております。図書館にとか、「ぐーぐる」っていう施設登校の子ども達につきましてはやっぱり出欠の確認だけではなくて、そういったことも体制作りというのを今後お力を借りながら、色んなあちこちから意見を聞きながらですね、体制について今後考えていきたいと思っております。

1 番 山 口 今のは反論するようでございますが、タブレットというのは非常に無機質な教育機器なんです。ところが不登校になった子というのは何かの原因で心身的に非常に圧迫されたとか、そういう状態の子どもだと思うんです。やっぱりそういう子どもにはですね、やっぱり無機質なもので

なくてですね、人間と人間が接触しながらその心を開いてやる、そしてその不登校の状態を解決してやると、そういう方をまず考えるべきじゃないかと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

教 育 長 確かに無機質なものの、温かみのある接し方というのを考えていかくてはいけないと思いますけど、先進校視察なんかにおいてタブレットを使って不登校が解消された。また、色んな先進的事例も私達に入ってきておりますので、色んなことを試していきたいと思っております。

1 番 山 口 最後でございますが、非行、いじめ、不登校等については学校にとっては大変悩みが多い部分であり、日常の教育活動の中でも最重要課題として取り組むべきことだろうと私は考えております。そして、これについては一朝一夕で解決できるものではないと十分理解しております。ただ、その解決のためには日常の教育活動から地道な活動をする以外にはないと思っておりますが、児童生徒への指導というのは一時的には学校で行い、教育委員会を中心とした行政の支援体制を構築する必要があると。そして同時にですね、いわゆる地域の子どもは地域で育てるということになれば、行政、それから地域そういった部分が協力し合いながら学校への支援体制、子どもの支援体制を作っていくことが大事だろうと私は思っております。そういうふうな協力体制等の構築を、今後どのようにしていくかお尋ねして最後の質問いたします。

教 育 長 川棚町においては私達ずっと地域によって育てられたというような思いがあります。その1つが町子連だと思っております。長年に渡ってやっぱり地域のおじいちゃんおばあちゃん、そして先輩方から私達は色んなことを教えていただきました。そういった今ある町子連、そして健全育成会というのをまだ私そういった会議に入っておりませんが、今後もっと有効なものにできないかしていかなくはないと思っております。そして、各学校においても民生児童委員の皆様と懇談会を持ったり、地域の子ども達のお互いの情報共有というのを図ったりしておりますので、そういった各種団体とか地域の方々、そして行政の方々の力を借りながらやっぱりそういった、あちこちするんじゃないかとある程度のそういった各種の団体とか、そういった機関を整理とかしながらですね、学校教育に取り入れて行ければいいなと思っております。そして地域の方々のご協力で地域で子ども達、学校か

ら帰った時には全員で見守って育てていただければ幸いと考えているとこ
す。以上です。

1 番 山 口 以上で終わります。

(1 4 : 2 1)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。次の会議を 2 時 3 0 分
からといたします。

(1 4 : 2 1)

(…休 憩…)

(1 4 : 3 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

2 番 田 口 2 番、田口一信です。2 項目について質問をいたします。

まず最初の項目は本町の文化活動の振興についてであります。町民の文化
活動というものは、社会教育という範疇で行政的には教育委員会の所管に属
するものですが、私はそういった文化的な活動は単に教育ということだけで
はなく、その地域の住みやすさというようなものに影響するものであつ
て、地域の活力につながっていくものであるというふうな認識をもっており
ます。そういう問題意識を持ちながら本町の文化活動の振興について質問い
たします。

まず 1 点目ですが、絵画とか書道とか、あるいは生け花、俳句、手芸、合
唱、日本舞踊など、町民が日常的に行っている文化活動というものには実に
様々なものがあるんですけども、そのような活動を町民が行うっていうこ
との意義をどのように考えておられますかということです。また、他の市や町
に比べて盛んなのかどうなのか、そういった本町の現状についてどう認識し
ているのか、教育長の認識をお伺いいたします。

それから 2 点目ですが、本町においてそういった様々な文化活動が行われ
ておりますけれども、そういった諸団体の中には会員の高齢化や、あるいは
指導者の高齢化などによって先細りが心配される団体も見受けられるところ
でございます。こういうところに町として支援をするというふうな考えはな
いかどうかお伺いいたします。

それから3つ目ですけれども、有名なアーティストの演奏会とか、映画の鑑賞会などというようなそういう大きなイベントも文化的活動の1つでありますけれども、そういった大きなイベントというものは大きなコストが掛かりますので、市場規模が小さい本町では大手の企画会社を実施するという事はまず考えられませんので、地元で取り組むということになると思うんですが、企画、実施する者は常に赤字のリスクを負わなければならないという事情がございます。町民がそういった高い水準の芸術に触れるということも、文化的な活動の1つとして大事なことであると思いますので、町民にそういった高い水準の芸術に触れるという機会を多く提供するために、文化的な活動を企画、実施をする公的な団体を作ってはどうかと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

それから4点目ですが、本町において文化的活動の拠点となっております川棚町公会堂は建設されてから40年近く立っております。また、客席などの作りも非常に横が窮屈ですね、そういったちょっと古いなという感じがいたしますので建て替えを検討すべきではないかと思いますが、これは町長の方からのお答えをお願いいたします。

それから2項目ですね、本町の戦争遺構の文化財指定についてということです。本町の戦争遺構は色々なものがありますけれども、我が国の歴史の重要な部分、すなわち第2次世界大戦というそういった重要な部分の一端を物語るものでありまして、文化財としても重要なものと考えてよいのではないかというふうに私は思います。しかも本町の戦争遺構というのは、保存をし後世に伝えていくということが大事であろうと思いますので、まずは町の文化財に指定してはどうかと考えますので教育長の考えをお伺いいたします。以上を質問します。ご答弁をよろしくお願いいたします。

町長 田口議員の質問にお答えします。ただいま、文化活動の振興についてということで、4番目の公会堂の建設については私の方に指名をいただきましたので答弁をさせていただきます。本町の公会堂は昭和58年に建設され今年で33年を経過しようとする建物でございます。議員のおっしゃるとおり確かに客席の作りなどは窮屈であり、コンサート演奏などの鑑賞には他市町の新しく建設されたホールなどに比べてみますと、視聴環境、あるいは快適性というところでは劣る所があると思います。しかし、こ

の建物の耐用年数もまだ十分あり、耐震性能は十分確保されていると判断をいたしておりますので、現時点で建替えについて検討する考えはありません。以上答弁とさせていただきます。

教 育 長 田口議員の質問にお答えします。文化は生活にゆとりや潤い、生きがい等精神的な充足感をもたらすだけではなく、人と人とお互いに理解し合い、豊かなコミュニティを形成する土台となるものであり、地域全体の心豊かな活力ある社会の形成に、極めて重要な意義があると私自身も捉えています。

本町の文化活動の現状については、他市町との比較はしたことがなく、調査も行っていないですが、公民館利用者数や文化協会への加盟数によってある程度の把握はできるものと考えております。現在文化協会の加盟団体は31の団体が加盟しており、また、加盟外でも自分達のサークルで活動されている方も数多くいらっしゃいます。決して文化活動が停滞しているとは私自身は思っておりません。しかし、芸能発表会のステージ発表を見る限り、若い人の団体参加率が少ないようには感じているところです。

2つ目のご質問ですけど、本町では文化的活動を行っている諸団体を支援するために、文化協会に加盟している団体においては活動のために公民館を使用する場合、使用料を無料としています。そして先程も述べましたように、会員とか指導者の高齢化が進んでいることは認識しています。教育委員会としましては公民館の使用料を無料にする他に、色んなイベントの実行委員会等に教育委員会の職員を参加させています。そして、イベントの成功に向けて協力しているところです。色んな諸団体を支援するためには今後町のホームページ、広報誌など会の紹介をしたり、会員募集などの掲載などによってお手伝いもできることがあるのではないかと考えておりますので、今後検討していきたいと考えております。

公的団体を作ってはどうかというご質問にお答えしたいと思います。おっしゃるように有名アーティストの演奏会と文化事業を招聘し運営するには、コスト的にも大きなリスクを抱えることになります。一般的にいうところの興行を公的団体を作って実施してはという質問でございますけど、公的団体を作った場合、逆に収益のことがデメリットになるのではないかと思います。誰が赤字になった場合責任を負うのか。また、公的職員を雇った時の費

用をどう負担していくのか、様々な問題も出てくると思いますので、今のところ公的団体を作るという考えには至っておりません。ただ、毎年1回教育委員会で文化事業の実施をしております。昨年は青山学院大学陸上部監督の原晋氏をお招きして講演を開催し、たくさんの町民に喜んでいただきました。毎年好評を博しておりますので、この事業について充実させ、町民により喜んでいただくようなものにしていきたいと考えておりますけど、苦勞しているのが予算が限りがあります。呼べる人にも予算ということで、呼びたい人でも呼べないという状況もありますので、そういった講演者決定に関して文化事業の実施の企画段階から、文化協会や有志の方々からご意見をいただくような場ができればいいのかなと思っている次第です。以上、答弁を終わります。

失礼しました。本町の戦争遺構についての文化財指定についての考えを述べさせていただきます。本町に点在する戦時遺構については、戦争遺産という負のイメージはあるものの、日本の近代化へ貢献した産業遺産として重要であると考えています。県では片島の魚雷発射試験場跡を近代化産業遺産として確認しており、県でも重要な施設だと認識されているところです。町の文化財にしてはどうかということですが、すでに指定文化財ということではありませんが、この戦争遺構を町でも指定外の近代化産業遺産として把握し、パンフレット等にも登録しているところでございます。また、戦争遺構の中の魚雷発射試験場、片島にある分ですね、これにつきましては町有地、都市公園内にありますので、川棚町で清掃とか維持管理をしている状況があります。そのことから、その他の文化財と同様な取り扱いをしていると認識しているところです。ですから、改めて町の文化財指定ということについては今のところ考えておりませんが、今後片島の竹灯籠祭が開催されるなど、町民の戦争遺構に対する関心は高まってきておりますので、今後町おこしのためにも文化財指定が必要だということで気運が高まってまいりましたら、川棚町文化財保護審議委員会、この審議が必要となってきますので、その審議会へちょっと意見を聞いて、今後の方向性について話をしていきたいなと思っているところです。以上答弁を終わります。どうも失礼しました。

2 番 田 口 今言いました1点目と2点目は非常に私の中では関係をしているんですが、そもそもなぜ文化的な活動を人間がするのかということにつ

いては、やはり単に飲み食いする生活をするだけじゃなくて、やはり心のゆとり、心の癒し、そういったものを求めるというのが人間の本来の姿なのかなというふうに思いますし、それに沿ったのがやはり文化的活動じゃなからうかなというふうなことも思います。また一方平和でないとできないなというふうなことを思います。合唱団体がいくつもあります、仮にこの地域が戦争状態であれば、そういった合唱なんぞしてる暇がないという状態だと思いますので、色んな文化的活動をできていること自体が平和の象徴じゃないかなというふうなことを私は思っております。そういう意味でこれからもそういう諸活動が若い人に引き継がれて、ずっと盛んな状態で行くべきであろうと思うんですが、現状は先程も答弁にありましたように、色んな活動に参加されているのは高齢者の方が多いし、現実には減ってきているのではないかとということでそこら辺を危惧しておるのです。若い人たちにもそういった心豊かな活動をしていっていただきたいし、色んなそういった文化的なことを伝えていっていただきたいと思っておりますので、色んな町としても今支援をする色んなことに支援しているというふうな答弁がありました、基本的に文化活動について今後ともこ入れしていこうというふうな考えのところが再度お聞かせいただきたいと思っております。

教 育 長 てこ入れということで行きますと、なかなか人的なこともあって難しいのかなと思っております。ただ、社会教育を盛んにして文化的な活動を数多く、中身の濃いものにしていこうということは教育委員会でも考えておりますので、今いる教育委員会の職員とどういったことができるのか、再度深まりのあるものにしていくようなことも考えていきたいと思っております。そして、この前の文化活動とか文化発表会とか、芸能発表会ですね、それから読書活動のフェスティバルの際にも、川棚高校のコーラス部に参加していただくようなこともしました。やっぱりそういった活動に小学校、中学校、高校、そういった若い力っていうのを取り入れて行くのが今後大事なことかなと思っております。芸能発表会においてはやっぱり自分で選んで、ダンスとか、昔ながらの民謡とか、日舞とかしている子ども達もたくさんいますので、そういった活動を大事にしながら発表の場を与えていきたいと考えています。

2 番 田 口 常に非常に文化的活動が意味を持っているという気持ちを持

ちながら、これからも行政にあたっていただきたいと思います。

それで2点目の、2点目じゃないや、3点目に言いました公的団体の話ですが、赤字っていうのがですね本当に難しい話で、結局公的団体にしてもそういう難しい問題があるということだと思いますが、民間団体に任せると尚更難しく、あんまり大きなイベントはやらないよというふうなことで来て、なかなかそういう機会に町民が触れる機会が少なくなってくるということが心配なわけです。私も来年1月の映画祭のこの事務局をやっていますが、そういう文化的な活動と言いながら、実際にそういった活動を運営する時には黒字になるか、赤字になるかって、そういうふうなお金の泥臭いことをしながらですね、せんといかんのでなかなか難しい面があるのですが、実際にはそういった映画なんかの、大村市とか、あるいは武雄、鹿島、佐賀といったようなところの取り組みはですね、市の外郭団体、大村で言えば一般財団法人、大村市文化スポーツ振興財団というのがあってですね、そこがシーハット大村とか市民会館とか、市民会館はなくなりますが、の指定管理者になっているわけです。指定管理者をやりながら、そういった映画の主催をするというふうなことをやっているわけですね。佐賀なんかもそうです。佐賀の男女共同参画センターなんかでも、その指定管理者であり、なおかつそういったイベントの主催者をやっているというような状況にございますので、そういったことを合わせ、考えながら何か、今のように完全に民間に任せるのではなくそういった公的な絡みのある仕組みというのができないのかなと思っているわけなんですけど、そこらへんについてのお考えはどうでしょうか。

教 育 長 指定管理者につきましては私もまだ不勉強で、これから勉強していきたいと考えておりますけど、1万4000ぐらいの規模ですよ、川棚町につきましては。この人数で色んなイベントをした場合に収益、収支のことを考えてするということに考えますと、相当なイベントの回数をしていかないと難しいかなと。しかし、回数が増えたら今度は町民の負担というのも増えて、今度は参加の人数も減ってくるというようなことが考えられます。私が今考えているのはこの前の上妻さんのコンサートがあったように、宝くじ財団とかそういったところの補助事業なんかを受けながらのコンサートというのを、そういった事業ができないかというのをしていくのが適当では

ないかなと思っております。やっぱり年間の回数とか、そういった維持管理とか、それから人的なこと、そういったことを考えていくと今のところ川棚町の規模としては難しいのではないかなと思っております。

2 番 田 口 確かに津軽三味線のあれは宝くじの補助によってかなり安くですね、チケットが安くできたからかなりたくさんの方が入ったのかなというふうなことは思いますですね。この場では結論は出ませんが、色んなことをやりながらというふうな文化活動を推進していくということの選択肢の1つとしてですね、そういった外郭団体っていうのも頭の中に入れといていただければなというふうなことで思っております。

それからですね、公会堂についてですが、築33年ということで、建物そのものはまだまだ使えるというふうな町長の答弁でありました。それはそうかなとは思いますが、ただ、そういう意味では外側はそのままにしてですね、中の客席だけの改修っていうのもあり得るんじゃないのかなと思ったりいたします。波佐見とか東彼杵町それぞれホールがありますが、これは600から700席くらいのようにあります。割と横もゆったりしているから、あのような形になった方がいいかなというふうに思っております。ただ先程言いましたように、大きなイベントを企画する時にはやはり1000席必要というふうなこともあり得るかもしれませんので、あんまり減らすのもどうかと思ったりもするわけです。ちょうど川棚町公会堂は1階席だけで700ぐらいで、2階を入れて1000ぐらいだから、ちょうどいい仕組みになってはおるなとは思いますが、そういった客席だけ少し改修するとすれば1階席が少し減るんじゃないかと思いますが、そういった内部の改修ということだけは考えられないのでしょうか。

町 長 じゃあ私の方からお答えをいたします。今、議員がおっしゃったように内部の改築をしてはどうかと、改修をしてはどうかというご提言がありましたが、実は私もそういった考えをしたことがございます。と言いますのは、1万4000強の人口で、この公会堂が1040席あるわけですね。これは高度成長時代に人口がどんどん増えていくだろうと、そういった予測の中で建設をされております。ところが現状では平成12年がピークで少しずつ人口が減少しております。そういった中でイベントを開催して1040人満席になる、そういった事業を計画することが大変今苦慮し

ております。しかし先程教育長も言いましたように、これまでの文化講演会等々見てみますとだいたいほぼ満席に近い数が入っておりまして、いわゆる町民の皆様方の文化意識の高さというは実感をいたしております。そういった中で、例えば80周年事業を考えた時にできればNHKののど自慢を呼びたいということでNHKに打診をしたところ、ステージが狭いということで断られました。更に、毎年消防出初式を最近は公会堂でしておりますが、一番前列の椅子が邪魔になります。そして議員がおっしゃったように、各椅子の間隔が非常に狭くて窮屈でございます。そういったこと、色んなことを考えて何とか内部の改修はできないかという検討も私はしております。私の頭の中にですね。そういった中で、2階は床の改修はもうできないそうです。構造上ですね。そこで1階だけでもそういったことで少し座席数を減らして、改修ができないかということを考えております。やっぱり先程も図書館建設の中で話をしましたように、財源をいかに確保するかということになると思います。今町といたしましては庁舎の建て替えが大きな課題として残っておりますので、そういったことを先に優先すべきではないかと思っております。田口議員がおっしゃるようなことは、思いは同じでございますのでぜひご理解をたまわりたいと存じます。以上でございます。

2 番 田 口 内部の改修について、今一番最前列の席がじゃまだと言われましたが、最後列もじゃまなんです。横に動くのにですね、真ん中の通路しかないのですね、最後列の1列ものけてもらおうと横に動きやすいと思いますので、庁舎問題もありますけどぜひとももう少し使いやすいようにせめてですね、外側はいいとして中の改修というのを検討をしていただきたいと思います。答弁はいるんですかね。答弁をお願いします。

町 長 はい。最初答弁した通りでありまして、今最後列についても必要ないというご意見でございましたので、それについてはすぐできるんじゃないかと思っておりますので、教育委員会の方にちょっと指示をしてみたいと思います。以上でございます。

2 番 田 口 それでは2点目の文化財についてですが、文化財保護法というのは昭和25年にできておるんですけども、昭和20年代とか、昭和30年代であればまだ片島やなんかの戦争の遺構もですね、戦争の記憶そのものと密接に結びついてなまなましかったんじゃないかという感じですね、

文化財という概念と少し合わないんじゃないかという感じがあったのじゃないかなというふうに私は思いますので、その文化財というふうな範疇にはしないままにきたのかなという感じでおるんですが、もう安倍総理が今度真珠湾に行くってなりました。5月にはオバマ大統領が広島に来たというふうな、そういう時代の流れになってきておるのですよね、やっぱり片島なんかもう1つの遺産、文化っていうんですかね、そういう遺産になっているということじゃないかなというふうなことを思っております。何か書いてあったのは、日本とアメリカが戦争をしたこと自体を知らない大学生がいるというふうなことも書いてあるぐらいですから、非常に時代が流れてきているという中で、やはり保存、そして後世に伝えるというのは非常に大事なことでないかと思っております。川棚町にも川棚町の文化財保護条例を作っておりまして、川棚町内の区域内に存する文化財の保存活用のために必要な処置を講ずるとなっております。その文化財とは何ぞやという概念の中に、有形文化財、無形文化財、それと民俗資料、そして記念物って4つの概念がありますが、貝塚古墳、城跡、その他の遺跡で歴史上、また学術上価値の高いものっていうのが記念物っていう概念みたいなので、片島なんかの戦争遺構もこの4番目のにあたるのかなっていう感じがいたしております。いずれにしても、保存し後世に伝えるということが大事だと思いますので、今は何か、他の概念で指定をしている近代化産業遺産ですか、というふうなことですが、どっちがよいのかですけれども、ぜひ検討をして、そして保存し後世に伝えるというふうなことをきちっとできるような方法を探っていただきたいと思っておりますが、そこについての考えを再度お聞かせください。

教 育 長 今後ですね、どのような保存が適当なのかということにつきましては審議会の方に、やっぱり専門的な知識の有されている方の意見をまた聞いて今後考えていきたいと考えております。

2 番 田 口 それでは終わります。

(1 5 : 0 2)

議 長 次に、高以良壽人議員。

1 0 番高以良 議席番号10番、高以良です。障がい者差別解消等の取り組みについてということで質問をいたします。昨年3月に策定をされました、川棚町障害者計画及び第4期障害者福祉計画では、互いに理解し支え合い、

共に生きる社会を実現するために、安心、自立、交流の3つの基本目標を設定して、総合的に障がい者施策を推進することとしています。そして、その具体的施策の1つとして啓発、広報及び理解の促進を掲げ、理解啓発活動の推進や、学校、地域における福祉教育の推進に取り組むこととしています。また、今年4月1日に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法ではありますが、この法律では国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業所が障がいを理由とする不当な差別的取り扱いをすることを禁止すると共に、地方公共団体等に対しては、努力義務ではありますが、職員が適切に対応するために必要な事項を定めた職員対応要領を定めることが求められています。そこで、以下の4点について尋ねます。

1つ目、啓発、広報及び理解の促進について、これまでどのような取り組みをされてきたか。また、今後どのように取り組んでいく考えか尋ねます。

2つ目、障害者差別解消法に基づく職員対応要領の制定についてはどのように取り組む考えか尋ねます。

3つ目、漢字を読むのが難しい人のために、町のホームページや町からの回覧文書、町が作成する各種イベントのチラシなどに必要に応じて振り仮名をつける考えはないか尋ねます。

4つ目、子ども達に障がいに対する理解を深めさせ、人権意識を高揚させるための1つの手段として、小中学生を対象にして標語の募集などをする考えはないか尋ねます。以上です。

町長 高以良議員の質問にお答えします。ただいま議員からは障がい者差別解消等の取り組みについて4点に渡ってご質問いただきましたが、まず①の質問についてでございますが、これまでの取り組みとしては平成25年度は東彼商工会会員や、一般住民を対象にして障がいのある人を雇用している事業主を講師にお迎えして、40年間に渡る障がい者雇用の実践例の講演会を開催したほか、平成26年度及び平成27年度では障がいのある人と地域住民が参加して東彼地区障がい者支援センターを会場にエール祭を開催し、下組地区や障がい者団体等の協力をいただき、餅つきやミニ門松作り、ミニ手話講座、物販等の各種イベントを実施したところであります。このエール祭では障がいのある人と地域住民が実際に触れ合うことで理解の促

進を図ることができたところであり、今年度も12月25日に開催する予定といたしております。今後も引き続き講演会や障がいのある人と実際に触れ合うイベントなど、多くの住民が参加できるような取り組みにし、障がい者等に対する理解の促進を図っていきたいとこのように考えております。また、障害者差別解消法の概要をホームページ等において周知するほか、パンフレットの作成、配布などにより障がい者等に対する普及啓発を目的とした広報を行うなど、取り組みを検討していきたいと考えております。

②のご質問についてお答えいたします。本年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法では行政機関等及び事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを禁止すると共に、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を義務付けています。また、同法第10条ではこのことを踏まえ、地方公共団体等の機関の職員が、障がいのある人に対し適切に対応するために必要な要領を定める努力義務が規制されているところであります。本県ではこの障害者差別解消法の施行に先駆けて、障がいのあるなしに関わらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指して、障がいのある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項などを定めた、障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例が平成25年5月に県議会で可決成立し、26年4月1日から全面施行されているところであります。その後平成27年1月には長崎県障害福祉課が行政機関の職員向けとして障がいや障がいのある人に対する誤解や無理解をなくし、障がいの特性に配慮した対応方法を示した障がいのある人への対応のしおり、安心できるサポートのためにを作成しており、本町へも提供されているところであります。このしおりは、障がい者にとって行政サービスがより身近で、より利用しやすいものとなるよう、勤務する職員に対して障がいの特性の理解や適切な配慮のあり方などが示されており、策定にあたっては長崎県身体障害者福祉協会連合会を始め、障がいのある人やご家族の会などの方の意見を踏まえて作成されているようであります。そのため本町ではこのしおりを、ただいま議員からご提言がありました本町の職員対応要領、いわゆるマニュアルとして位置づけ、県から提供を受けた時点で全職員に周知をいたしており、障がいのある人への対応に努めておりますの

でご理解をいただきたいと存じます。今後、県作成のしおりの内容で障がいのある方への対応が行き届かない場合には、本町独自の職員対応要領の作成は必要となるものではないかと考えております。

次に、③のご質問にお答えいたします。漢字を読むのが難しい人のためには、情報を伝える際にその情報を受け取ることができるのかを配慮する必要があり、振り仮名をつけることも必要なこととこのように考えます。一方で、全てに振り仮名をつけると見にくくなることも考えられ、情報を提供するスペース、いわゆる紙面、あるいは情報量、文字の量の状況に応じて文字の大きさ、文字間隔、行間隔等のレイアウトの構成など、これまで以上に工夫が必要と考えます。そこで、議員ご指摘の通り必要に応じて、特に障がいのある人に対する福祉情報の提供については留意して対応したいと考えております。

次に④のご質問にお答えいたします。学習指導要領では各学校において障がいのある子どもとない子どもとの交流、及び共同学習について組織的計画的に行うよう配慮し、また、障がい者を包容する教育制度を確保するよう求められているところであります。そこで小中学校では、町内2校の特別支援学校等に在籍する児童生徒との交流を行っているほか、人権週間、人権標語の作成、校長講話などの取り組みが行われているところであります。したがって、議員からいただいた標語の募集のご提言は人権意識を高揚させるため、今後の取り組みの参考とさせていただきたいと考えているところであります。以上答弁いたします。

10番高以良 1番のところで、色々25年、26年、7年、8年イベントを実施されたということですが、それで今後も住民との触れ合いを進めるような、理解を進めるような取り組みを進めたいというようなことだったと思います。それに関連してですね、障害者基本法ではですね、毎年12月の3日から9日までの1週間が障害者週間として定められておりまして、この期間に国とか地方公共団体では民間の関係団体とも緊密な連携を取りながら、障害者週間の主旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないというふうにされておりますが、この障害者週間は明日までではありますけども、この期間川棚町でどのようなことをされたか、何かありましたらお尋ねしたいと思います。

町長 障害者週間が12月3日から9日ということで定められておりまして、その間何か事業をしたかというようなご質問ではありますが、障害者週間だから取り組んだというものは私は把握しておりません。ただ、そういった週間に限らず、やはりこの法の主旨であります障がい者の差別解消、そういったことを念頭に置いて日頃からそういった活動をすべきではないかということで、今回も12月になってからエール祭を開催するという運びになっているところでございます。以上でございます。

10番高以良 日頃から障がい者に対する理解等の啓発をするための取り組みをするということは大変いいことで、今後もぜひ続けていただきたいということではあるんですが、最初に登壇して質問しました中の町の障害者計画ですね、その中でも障害者週間における啓発活動、広報活動の実施を行うということも具体的に掲げられております。障害者週間に限らずこういう運動期間中というのは色んな取り組みをすることによって、更にその気運を盛り上げようという狙いがあるものと思いますが、できるだけこの期間に何らかの事業に取り組むべきではないかなというふうな気がするんですけども、その点についてはどういうふうにお考えかお尋ねします。

町長 私は把握しておりませんので事務方の方で答弁をさせます。副町長か課長、わかっておれば答弁をしてください。

住民福祉課長 ただいまの高以良議員のご質問についてお答えいたします。本来ならこういった障害者週間の中で実施をすべき項目はあろうかと思えますけれども、この一環として12月にエール祭を開催を予定を進めて考えてもおりましたけれども、他の協力団体との調整、あるいは下組地区に協力をお願いしたりするにあたって、こういった打ち合わせをする中でこの週間からちょっと出たような感じにはなりましたけれども、今後やはりこういった12月のこういった週間の中で取り組めるようできるだけ実施を、こういった大まかなイベントとしてはやっけて行きたいと考えます。以上で終わります。

10番高以良 できれば今後はそういうことで取り組んでいただければというふうに思います。それから、障がいそのものや障がいのある人についての町の職員の皆さん方の理解や関心を深めることも、障害者計画を進める上では大事なことであると思います。先程の答弁の中で、県が作ったしおりなど

を職員に配布をして周知を図ったというようなこともありましたけれども、それだけなのか、あるいはそれ以外に何か考えているものがあれば聞かせていただきたいと思いますが。

町長 はい。お答えします。先程も言いましたように、同法の第 10 条では地方公共団体等の機関の職員が障がいのある人に対し適切に対応するために必要な要領を定める、いわゆる努力義務が課せられております。そこで県の方でそういったしおりができ、それが町の方にも提供されましたので、これをさっそく全職員にメール配信をいたしております。これがその対応マニュアルでございます。これを十分職員が理解して、そしてすでに対応をしているところでございます。それ以外には特には考えておりません。以上でございます。

10 番高以良 メールで配信をして周知をしたということですが、それで十分と考えておられるかどうかですね。できるだけ今後も単発的な取り組みで終わるということじゃなくて、継続した取り組みをしていただければというふうに思います。

それから 2 番目ですが、職員対応要領ですが、先程からあつてますように、県が作ったしおりを配布をして周知をしたのでそれで様子を見て、足りない部分があれば今後作成をすることにしたいということだったと、そういうふうな意味だったというふうに思いますが、この職員対応要領についてはですね、町長も言われましたように、努力義務ということではありますけれども、国としては各地方公共団体が対応要領を定めることを望んでいると、努力義務にした理由は地方分権の主旨に鑑みて法的義務じゃなくて努力義務に留めたということのようです。県内でも 10 月 1 日現在ですね、9 月末か、県内では 4 つの市町で制定済。それから今後制定する予定の市町が 6 と。全体で 10 の市町が制定済か制定予定ということのようです。すでに半数近くの市町で制定済でありまして、国も制定することを望んでいるという状況から見れば、川棚町でもぜひ策定する必要があるんじゃないかなというふうに思いますがどのようにお考えでしょうか。

町長 はい。お答えします。先程高以良議員からは、この対応マニュアルで足りない部分があれば別に定めると私が言ったというふうな、再質問の中で述べられましたが、そうでなくして、この対応マニュアルで十分

対応できない時には別に定める必要があるんでないかと、そういう主旨の答弁をいたしております。現在ではこの対応マニュアルで十分職員は対応していると思います。例えば、窓口に乗いすで見られた方に対しましては、職員は職務室から廊下に下りて、そして同じ目線で障がい者の方と話をしております。そういった対応も十分できているというふうに判断をしておりますので、この県が示した対応マニュアルを本町も採用しているとそういう状況でございます。特別に対応ができていない事案等があれば、その旨情報提供などをしていただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

10番高以良 ということであれば、障害者差別解消法の中で職員対応要領を定めるように努めるものとするというそういう表記があることについてはどういうふうに思っておられるのでしょうか。

町長 努力義務だと理解をいたしております。

10番高以良 先程も言いましたが、努力義務ではありますけども、国としては各地方公共団体が対応要領を制定するということを望んだ上で、地方分権ということも考えながら努力義務というふうにされたというふうに私は理解しているんですが、内閣府のホームページなどを見てもそういうふうな説明も一問答集などの記載もありますが、あくまで努力義務だから町の判断で良いとお考えでしょうか。

町長 その通りでございます。高以良議員はこの障がいがある人への対応のしおりというのをお読みになって質問されているのでしょうか。私の理解ではですね、この内容からすればわざわざ町独自でまた同じようなものを作るということは今考えてないんですけど、そういったことでご理解をお願いします。

10番高以良 わかりました。次の3点目のホームページとか回覧文書、イベントのチラシなどの振り仮名の件ですが、必要に応じて、特に必要がある部分については振り仮名をつけるように考えていきたいというような答弁であったというふうに思います。ただ、答弁の中にありました、全てに振り仮名をつけると見にくくなるというのは私も確かにそうだろうとは思いますが、1つだけ、これは事例としてご存じなのかどうかわかりませんので紹介をしていきたいと思いますが、先月ですね、議会の産業建設文教委員会で視察研修に、福岡県の添田町にいきました。添田町のホームページをしてみる

とですね、画面の中に振り仮名をつけるか、振り仮名をつけないかという選択ができて、振り仮名をつけるというのをクリックすると全部の文章に振り仮名をつけられるようになってると。振り仮名があったら見にくいと思う方は振り仮名をつけない方を選択できるというようなホームページになっておりました。費用などがどの程度掛かるのかと思って、ちょっと電話でしたけど問い合わせてみましたら、本当のざっとした数字なんですけども、当初300万ぐらい掛かっていると。その他に保守料として毎月2万程度の維持費が掛かるということでありました。実際、振り仮名をつける作業についてはですね、職員がいちいち自分達に対応するんじゃないなくて、システムの中に組み込まれていて職員として作業をするものはないということでありました。川棚町の財政が厳しいということは十分わかっているつもりで、決して今のこの金額が少ない金額であるというふうに思っているわけではありませんけれども、全ての人が地域社会の一員として自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会を実現するという、先程の障害者計画の基本理念を実現するためにもですね、このホームページへの振り仮名というのは川棚町でも考えてみてもいいのではないかというふうに思いますがどうでしょうか。

町長 今、ホームページの画面の、いわゆる振り仮名をつける、つけないを選択できるという話で、導入するためにはあまり金は掛からないと、300万程度という話がありましたが、ちょっと認識の差がありますとみてびっくりしました。最後にはそれが安いと思っていないという主旨の発言がありましたのでほっといたしましたが、実はですね、このことについては議論をしております。本当にそこまで必要だろうかということも、色々な職員からの意見を聞いて、財源に余裕があればした方がいいかなという感じは持っておりますが、そういった中でいわゆる障がい者に対しての情報についてはそういう配慮をしよう。そして、いわゆる一般向けについてはそこまで今積極的にしなくてもいいんじゃないかという、そういった現時点で判断をしております。今後、そういった先例地も多くなると思いますので、議員がおっしゃったような考え方で検討してまいりたいとこのように思います。以上でございます。

10番高以良 今、町長の答弁の中に私が300万が少ないと言ったというような言葉がありましたけども、私は決して300万が少ないと言ったつも

りはありません。そこを確認をしていただきたいと思います。それから、必要なものについてはですね、対応したいということでしたけども、ホームページはかなりの金額が掛かるのでそう簡単にいくことじゃないというふうに思いますが、文書とかチラシについてはしようと思えばすぐできることだろうと思いますが、今後発行するものについてはそういうふうな対応をするというふうに理解をしてよろしいのかお尋ねします。

町 長 お答えします。大変失礼しました。先程あまりかからないけど300万程度というふうな受け止め方を私がしたものですから、もしそういった発言がなかったら心からお詫びを申し上げます。そして、障がい者向けに対する情報については振り仮名をつけるように努力をしたい、一般的には現時点ではそこまでは考えてないということを再度答弁とさせていただきます。

10番高以良 最後に4点目ですが、標語の募集については今後参考として考えていきたいということだったと思いますが、できるだけ募集などをしていただいてですね、その中でも優秀と思われるものについては、例えば広報紙への掲載をしたり、ホームページで紹介をしたりしていくことによって、更に子ども達の理解や関心を深めることもいいのではないかというふうに思いますが、実施すると、募集をするという答弁ではありませんでしたけども、実施する場合にはそこまで考えるということを前提にして、ぜひ募集などをしていただきたいなというふうに思いますが、積極的に町として募集などを取り組む、学校の方に働きかけるというようなことは考えられないでしょうか。

町 長 お答えします。今標語の募集については高以良議員が障がいに対する理解を子ども達にしてもらおうという主旨でのご提言だと思うんですが、すでに学校では人権週間とか人権集会とか人権標語の作成、校長からの講話、そういったもので子ども達は勉強をしているようであります。そしてそういった中で、標語の募集も提言がありましたが、これについては今後高以良議員の意見を参考として取り組んでいきたいということに留めております。と言いますのは、こういった標語の募集をする場合には当然教育委員会、学校等々の協力が必要でございますので、そういった範囲内での答弁としたところであります。以上、ご理解たまわりたいと思います。以上でござ

います。

10番高以良 最後ですが、川棚町の障害者計画及び第4期障害者計画の初めの部分ですね、その中で町長は、今後は本計画に基づき障害の有無に関わらず互いに支え合い、誰もが健やかで安心して暮らせる町作りの実現に向け更に力を尽くしてまいりますと述べておられます。厳しい財政状況の中ではありませんけれども、今後も最大限の取り組みをお願いしたいというふうに思っているわけですが、そのことについて何か町長としての考えとか聞けるようであればお願いしたいと思います。

町長 ただいま高以良議員が述べられた思いでございます。以上でございます。

10番高以良 終わります。

(15:35)

議長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:35)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 毛利喜信

会議録署名議員 堀田一徳